

横田基地の概要

2 横田基地の概要

(1) 概 要

横田基地は米空軍の基地であり、福生市・立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町の5市1町にまたがり所在する本土（沖縄県を除く。）では最大の米空軍基地であるとともに、在日米軍司令部及び第5空軍司令部がおかかれている極東における主要基地であり輸送中継基地としての機能を有している。

なお、現在は「再編実施のための日米ロードマップ」に基づき、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の移転が開始されており、共同統合運用調整所の設置など、米軍の輸送中継基地から、日本の防空及びミサイル防衛の機能を持った、日米が共同で使用する基地として態様を変えつつある。

滑走路を中心に南西側（福生市域側）が管理区域であり、東側（武蔵村山市域側）及び北西側（羽村市域側）が住宅地区を有する飛行場である。

ゲートは、福生市域内にフッサゲート（第2ゲート）、サプライゲート（第5ゲート）、サウスゲート（第18ゲート）、羽村市域内にメインゲート（第12ゲート）、ウェストゲート（第15ゲート）、武蔵村山市域内にイーストゲート（第17ゲート）が設けられている。一般的にはフッサゲート（JR青梅線福生駅から約1Km、JR八高線東福生駅から約0.5Km）が利用されているが、航空自衛隊の移駐に伴い、第5ゲートが自衛隊と米軍との共同使用となる予定である。

横田基地は、昭和15年に旧日本陸軍の多摩飛行場として設置されたことからはじまり、終戦により昭和20年9月6日に米軍の進駐が行われ接收された。（当時の滑走路は約1,300mであった。）

接收後、大規模な滑走路工事が行われ、翌昭和21年8月15日には厚木に進駐していた第3爆撃飛行大隊（A-26後にB-26）が進駐してきた。なお、この日をもって公式に基地が開設され、当時の村山町（現在の武蔵村山市）の字名である「横田」をとって横田飛行場（基地）と称されることとなった。続いて第41航空師団隸下の管理部隊等が進駐してきたが、昭和25年迄は第3爆撃飛行大隊が主任務部隊であった。6月にはB-29爆撃機を主力とする爆撃部隊や戦闘機部隊（F-80, F-82）が駐留し、朝鮮戦争の勃発により主要出撃基地となった。この時期から米軍用機がジェット機化されてきた。なお、この朝鮮戦争（昭和26年～28年）の間に基地は数次による拡張があり、さらに昭和30年に滑走路及びオーバーラン延長が決定され、北側に拡張用地及び航空障害物制限区域等約50万m²が提供されて、昭和35年には面積約700万m²、滑走路3,350mのはば現在の規模となった。このために、基地の南側では五日市街道の付け替え、北側では国道16号線及び八高線の移設等が行われている。

昭和35年には埼玉県入間のジョンソン基地の滑走路施設返還によって、第41航空師団及びB-57とF-102の迎撃戦闘機をもつ第3爆撃連隊が移駐してきた。なお、昭和39年4月に第3爆撃連隊は米本国に引き揚げ、5月には板付基地からF-105D戦闘爆撃機を主力とする第8戦闘爆撃師団の3個中隊が移駐してきた。昭和43年1月には第347戦術戦闘機連隊が編成されてF-105Dに代わってF-4Cファントムが配備され、極東戦闘部隊の最重要基地となった。

更に昭和44年末には立川基地の飛行活動停止に伴い空輸部隊（C-130）等が移駐し、翌昭和45年には米空軍最大の輸送機C-5A（ギャラクシー）が発着を始めた。



昭和46年5月には戦闘機部隊が沖縄等に移駐したため、この時点で戦闘基地としての機能はなくなり、基地は兵站基地的性格が強くなり、さらにベトナム戦争の激化に伴って、輸送基地としての重要性を増した。また、新たに第6100基地管理連隊が発足した。(11月に第475基地管理連隊と名称変更され、更に「第475航空団 475th Air base Wing」となった。)

こうして基地は、C-141, C-5A等軍用輸送機のほかDC-8, ボーイング727その他米軍チャーター民間機の発着する極東空輸中継基地へと機能を一変するとともに、関東全域の米空軍部隊の支援に当たることとなった。更に昭和50年9月には嘉手納基地からC-130を擁する第345戦術空輸部隊が移駐してきた。

この頃、在日米軍施設の整理・統合が盛んに行われており、昭和46年に羽村学校地区と新倉倉庫地区の代替施設、昭和46年7月から昭和51年3月の間にグランドハイツ及び武藏野住宅地区返還のための代替施設が建設されている。更に昭和48年1月に関東空軍施設整理統合計画(KPCP)が決定し、昭和48年～昭和53年にわたり住宅275戸をはじめ在日米軍司令部、病院、倉庫等が建設されるとともに、昭和49年11月7日には、府中空軍施設から移転してきた「在日米軍司令部」及び「第5空軍司令部」がおかれて、基地はますます充実強化され、より重要な基地となつた。

また、隣接の国道16号線拡幅による基地一部返還等が行われ、関連施設の移設工事や昭和54年から在日米軍施設の日本側経費負担(いわゆる思いやり工事)による施設整備が進められ、高層家族住宅やゴミ処理施設、さらに、平成12年11月16日には、日米合同委員会で滑走路の全面改修をすることが合意され、工事費49億円は日本側の負担により、平成14年6月に新滑走路が建設され、施設面でも基地機能の強化が図られた。

なお、平成13年9月11日、ニューヨークの世界貿易センタービルなどを標的とした米国同時多発テロ事件の発生後、大型拡声機等を利用して即応運用演習が基地内で定期的に行なわれるようになった。

現在は、平成17年10月29日、日米安全保障協議委員会(2+2)の中間報告を経て、平成18年5月1日には、「再編実施のための日米のロードマップ(最終とりまとめ)」が発表され、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に向けた計画が示され実行されている。

横田基地及び空域に関しては、1) 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊を横田飛行場へ移転すること、2) 横田空域の一部については、2008年9月までに管制業務を日本に返還し、在日米軍と日本の管制官を併置すること、3) 横田基地のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し12ヶ月以内に終了させること等が明記された。

その後、1)については移転のための工事が現在進行しており、2)については、平成19年5月に横田ラブコン施設に自衛官が配置され、平成20年9月には横田空域の一部の管制業務が日本に返還されている。また、3)については、平成18年10月に軍民共用化に関するスタディグループが立ち上がり、検討が行われたが、現在も二国間での協議が継続している。

このように、横田基地は従来の米軍司令部機能と輸送基地としての存在に加え、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐により、日本の防空及びミサイル防衛の機能を持った、日米が共同で使用する最重要施設へと態様の変化がなされようとしている。

(2) 変遷

- 昭和13年
- ・旧陸軍が民有の山林、農地であった本地区を陸軍用地として買収を開始する。
- 昭和14年 7月
- ・1ヶ月の予定で測量を開始する。
- ～
- ・土地が軍部に売り渡され、陸軍飛行実験部、航空整備学校、気象部等の施設の建設が始まる。
- 昭和15年 4月
- ・旧日本陸軍立川飛行場の付属施設「多摩飛行場」(面積約314ha 滑走路約1,260m)として発足し、陸軍飛行実験部(昭和17年10月組織等の改正があり陸軍航空審査部に改称)が立川から移転する。
 - ・陸軍航空整備学校、陸軍航空審査部、陸軍航空発動機試験所、陸軍航空気象部が設置された。また、これより以前に熊川倉庫または、燃料倉庫と呼ばれた陸軍航空廠熊川出張所が拝島駅の北側に設置されている。特に陸軍航空審査部は、陸軍航空技術研究所等において研究施策された新鋭機のテストが行われ、花形飛行場として脚光を浴びた。また、終戦までは日本東部防衛の基地であった。
- 昭和19年 7月
- ・飛行場関係者のため青梅線牛浜駅が開設される。
- 昭和20年 8月
- ・終戦
- 9月
- ・米軍第1騎兵団一個中隊が初めて進駐し、引き続き米軍第2航空輸送団が移駐する。当時の面積は約446ha、滑走路は約1,300mであった。
- 昭和21年
- ・このころから滑走路拡張工事が行われ、多摩川の砂利や今の福生野球場から第三小学校にかけて多量の砂利が採取され使用された。
- 8月
- ・第3爆撃飛行大隊が進駐し、この日をもって公式に基地が開設された。また、米軍によって基地の北東部、村山町(現武藏村山市内)の字名「横田」をとって横田飛行場と称するようになった。
- 昭和22年 5月
- ・日本国憲法施行
- 昭和24年 7月
- ・米軍第41航空師団(ジョンソン基地)隸下第6102航空管理部隊が進駐し、第41航空師団第441戦闘支援部隊、第609偵察中隊等が配備された。
- 昭和25年 5月
- ・第3爆撃飛行大隊がジョンソン基地に移動
- 6月
- ・朝鮮戦争勃発(～昭和28年7月)
 - ・B-29爆撃機を主力とする第92、第98爆撃隊、第35戦闘機連隊が駐留し、F-80、F-82、F-94、B-29などが離発着し朝鮮戦争の主要基地となった。
 - ・この時期から米軍用機のジェット機化が行われ、滑走路の延長も行われた。(約2,400m)
- 昭和26年 9月
- ・サンフランシスコ平和条約調印、(旧)日米安全保障条約調印(昭和27年4月発効)
- 昭和27年 4月
- ・(旧)安保条約の成立に基づき、国は、横田基地を米国に提供した。(7月、行政協定に基づく施設及び区域としてFAC-3013横田飛行場となる)
- 昭和27年～
- ・このころから基地拡張のための土地買収が始まる。
- 昭和28年 7月
- ・混血児の収容施設として「福生ホーム」が多摩川沿いの市営プール付近に米軍及び町の篤志家により建設、運営された。(昭和31年9月閉鎖)
 - ・朝鮮戦争休戦協定調印

- ・日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行
- 昭和29年
- ・「6飛行場の拡張計画」において、極東に高性能ジェット機を配備するため、横田基地の拡張計画が日本側に示された。
- 5月
- ・政府も、航空機の進歩と極東における客観的情勢から、日本防衛のため事情やむを得ないものとの閣議了解（外務省、調達庁）し、飛行場拡張に関する政府声明を行った。
- 7月
- ・防衛庁設置
- 昭和30年5月
- ・東京調達局が立川基地滑走路拡張計画を発表する。
 - ・同計画に反対する砂川闘争が始まる。（昭和43年延長計画中止）
- 6月
- ・第35戦闘機連隊の下に第40迎撃戦闘中隊が配備（F-86）された。
- 昭和31年6月
- ・基地南側の五日市街道の付替（区域変更都告示）がある。
- 8月
- ・国は、瑞穂町との覚書により、滑走路拡張用地約376,000m²を買収して提供し、さらにその隣地75,900m²を借り上げ、航空障害物制限区域を設定した。
- 昭和31年
- ・このころ滑走路は、3,050mとなり大型ジェット機や戦闘機の頻繁な離発着が可能となった。
- 昭和32年7月
- ・極東航空軍（FEAF）が太平洋航空軍（PACAF）に改編される。
- 10月
- ・第35戦闘機連隊が解散する。
- 昭和33年3月
- ・国道16号線及び国鉄八高線の移設が完了する。
- 5月
- ・駐留軍関係離職者等臨時措置法公布
- 昭和35年
- ・滑走路北側に69,300m²南側に35,400m²の障害物制限区域を設定した。
 - ・滑走路を3,350mに延長補強し、更にオーバーランを滑走路両側に各々約300m設置する。（現在の規模になる。）
- 1月
- ・日米新安全保障条約調印（6月23日発効）
- 6月
- ・国は、新安保条約及び地位協定に基づき、横田基地を米軍に提供することを継続した。
- 11月
- ・埼玉県入間市のジョンソン基地の滑走路施設返還によって、第41航空師団及び第3爆撃連隊がB-57爆撃機やF-102迎撃戦闘機を伴い移駐する。（F-86がF-102に代わる。）
- 昭和36年2月
- ・昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が、「横田基地爆音対策協議会」を結成し、衆参両院議長に対する請願、米国大統領に対する申し入れ、防衛庁長官及び基地司令官に対する「接近灯設置反対」の決議書の提出を行った。
- 昭和37年1月
- ・滑走路両側に接近灯（アプローチ・ライト）が設置された。
 - ・渉外関係主要都道府県知事連絡協議会が設置された。
- 10月
- ・進入灯設置用地が提供され基地面積は次のとおりとなった。

(接 収 時) (昭和37年10月時)

土 地	4,462,809 m ²	6,942,148 m ²
建 物	180 棟	718 棟
滑 走 路	1,280 m	3,352 m
オーバーラン	0	457 m

- 11月
 - 昭和38年 5月
 - 12月
 - 昭和39年 2月
 - 4月
 - 5月
 - 9月
 - 昭和39年
 - 昭和40年 2月
 - 4月
 - 7月
 - 11月
 - 昭和41年 7月
 - 11月
 - 昭和42年 2月
 - 3月
 - 昭和43年 1月
 - 3月
 - 昭和44年 3月
 - 4月
 - 12月
 - 昭和45年 3月
- ・防衛施設庁及び東京防衛施設局が発足する。
 - ・横田基地所属の米第5空軍B-57爆撃機が埼玉県入間郡毛呂山町の毛呂山病院に墜落（死者1、重傷3、軽傷29、家屋全焼2、半焼1）
 - ・在日米軍の配置調整（縮小）について日米共同発表がある。
 1. F-105D機の3個飛行隊を昭和39年中頃までに、板付飛行場から横田飛行場に移駐させる。
 2. 横田飛行場に配備されているB-57の航空団は米本国に撤収する。
(他に三沢、立川飛行場関係もある)
 - ・上記の関係による駐留軍等従業員の大幅人員整理の準備が開始される。
 - ・第3爆撃連隊が米本国へ引揚げる。
 - ・日米合同委員会において、「横田飛行場の騒音軽減に関する勧告」が決定された。
 - ・第8戦闘爆撃師団の第35.36及び第80戦術戦闘機中隊が板付空軍基地からF-105DとKC-135を伴って移駐し、第41航空師団の所属となった。また、F-102の第40迎撃戦闘中隊は、米本国に引揚げる。
 - ・ジェットエンジンテスト用消音装置が5基設置される。
 - ・基地周辺の一部の地区でNHKより、テレビ受信料の半額免除制度が始まる。
 - ・ベトナム戦争米軍北爆開始
 - ・第6441戦術戦闘航空団が編成され、第35.36及び第80戦術戦闘機中隊、第6091偵察飛行隊が傘下となる。
 - ・戦略輸送機の主力であるC-141スターリフターが、初飛来する。
 - ・基地と福生町で「消防活動相互援助協定」を締結する。
 - ・防衛施設周辺の整備に関する法律公布（昭和49年6月廃止）
 - ・第6441戦術戦闘航空団が解散し、傘下の部隊は第41航空師団の所属に戻る。
 - ・横田基地の南側の昭島市及び福生町の地域において井戸に油が流入している事故が発生。
 - ・防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）に基づく特定防衛施設に指定される。（飛行場周辺の建物等の移転補償、土地の買い入れができる区域）
 - ・第41航空師団が解散し、第347戦術戦闘機連隊が編成された。所属機がF-105DからF-4Cファントム戦闘爆撃機に代わり、極東戦闘部隊の最重要基地となった。
 - ・飛行場南側進入表面化の昭島市堀向地区の社宅220戸の集団移転が完了。
 - ・パッセンジャーターミナルが完成した。
 - ・防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）に基づく指定区域及び除外区域の告示がある。
 - ・立川基地の航空機の運行が停止され第36航空救難救助中隊（C-130ハーキュリーズ）が移駐した。
 - ・在日米軍から、防衛施設庁へ立川基地等の駐留軍等従業員1,583名を、昭和46年6月20日付で解雇する旨の通知がある。（横田関係238名）

- 5月
 - ・旧16ゲート部分約10,800m²及び滑走路の南東側面17,000m²を提供。
 - 6月
 - ・日米安保条約自動継続。
 - ・立川基地にあった諸部隊は、横田基地の第347戦術戦闘機連隊の隸下に、或いは国外に移動する。
 - 7月
 - ・超大型輸送機C-5Aギャラクシーが初飛来する。
 - 10月
 - ・ベトナム戦争米軍北爆停止を声明。
 - 12月
 - ・第12回安全保障協議委員会において、在日米軍部隊の配置変更に伴う施設の整理統合が協議され、横田飛行場に関してはF-4Cファントム戦闘爆撃機は、昭和46年末までに沖縄へ、また、偵察部隊は米本国に移駐することになった。また、この関係で約1万人の日本人従業員の大量解雇を伴う予定とされた。
 - ・在日米軍司令部から、防衛施設庁へ上記の会議で在日米軍基地の整理統合に伴う駐留軍等従業員の人員整理として、陸海空軍合わせて8,431名を昭和46年3月～6月の間に解雇する予定との通告がある。
 - ・横田基地第347戦術戦闘機連隊司令官が、横田基地日米連絡協議会会員を招き、横田基地の動向を発表する。
 - ①第347戦術戦闘機連隊は解消され、兵員及び飛行機は嘉手納基地に吸収、偵察技術中隊は、昭和46年6月末までに米本国に撤収、第347連隊所属の第80戦術戦闘機中隊は解散。
 - ②これに伴い、横田基地の軍人1,800名、家族を含めると約5,000名が削減され、駐留軍等従業員約350名が人員整理される。
- 昭和46年5月
- ・F-4Cファントム戦闘爆撃機群が沖縄・米本国に移駐し、第347戦術戦闘機連隊は、沖縄の嘉手納基地第18戦術戦闘機隊に編入された。この時点で、それまでの戦術基地としての機能はなくなり、第6100基地管理連隊が発足し、C-141、C-5A等の軍用輸送機のほかDC-8、ボーイング727その他米軍チャーター民間機の発着する極東空輸中継基地へと機能を一変した。
- 昭和46年7月～51年3月
- ・在日米軍施設区域の整理統合が行われ、練馬区のグランドハイツ及び武蔵野市のグリーンパーク（武蔵野住宅地区）の返還条件として横田基地内に代替施設（住宅190棟、1,050戸、付帯施設38棟）が建設される。
- 8月
- ・10月に返還される羽村学校地区の代替施設が建設される。
- 11月
- ・第6100基地管理連隊は、第475基地管理連隊と名称を改め更に米空軍横田基地在日管理司令部(第475航空団、475th Air wing)と呼称することになり、所沢、大和田通信施設等の米空軍施設の管理にも当たることとなった。
- 昭和46年12月～47年3月
- ・新倉庫地区の代替施設が建設される。
- 昭和47年1月
- ・当時の福田外相が「関東地区の米軍施設を3年間で横田基地に整理統合することがロジャース米国務長官との間で合意に達した」と発表する。
- 2月
- ・横田基地北側地域地区約76,600m²が追加提供される。
- 3月
- ・ミドルマーカー用地437.50m²、電力線地域259m²及び電波障害クリアランス地域16,488m²の計16,747m²が追加提供される。

- 4月
・米軍、北爆再開。
- 9月
・東京都は、基地内の都有地の明渡しを求める訴訟を提起したが、昭和54年10月基地をとりまく諸般の情勢を勘案し訴訟を取り下げた。
- 昭和48年1月
・防衛施設庁長官から、3市2町に対して横田集約についての説明、協力要請がある。
 - ・第14回日米安全保障協議委員会が外務省で開かれ、関東平野地区における空軍施設（府中空軍施設、立川飛行場、関東村住宅地区等）の大部分を横田基地に整理統合する関東空軍施設整理統合計画（K P C P）が決定された。
 - ・ベトナム和平協定調印（1月28日発効）
- 4月
・関東空軍施設整理統合計画が3ヶ年の予定で開始された。
- ・福生市と立川市の境界の一部変更がある。（基地による飛地部分であった基地内の国有地）
- 6月
・議会に横田基地集約対策特別委員会が設置され、法改正運動に取組む。
 - ・在日米軍は、空軍機能の統合に伴い、立川基地等の駐留軍等従業員763名の整理を防衛施設庁へ通告する。（横田関係345名）
- 8月
・武藏村山市道43号線拡幅用地として土地の一部（227m²）が返還される。
 - ・米軍によるミドルマーカー建設工事が完了し作動を開始する。
- 昭和49年3月
・昭島市堀向地区の移転指定区域内の約570世帯が移転。
- 6月
・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）が公布、施行される。
 - ・在日米軍は、空軍機能の統合に伴い、府中空軍施設等の駐留軍等従業員632名の整理を防衛施設庁へ通告する。（横田関係158名）
- 11月
・在日陸海空三軍の調整等を主任務とする在日米軍司令部及び日本、韓国の米空軍を統括する第5空軍司令部が府中空軍施設から移転してきた。
- 12月
・福生市と東京防衛施設局の間で「飛行場への給水協定」を締結する。
- 昭和50年3月
・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき特定防衛施設に指定される。
- 4月
・ベトナム戦争終結。
- 7月
・市内の基地周辺地区で住宅防音工事の申し込みと工事が始まる。
- 9月
・第374戦術航空団傘下の第345戦術空輸部隊が沖縄の嘉手納基地からC-130 Eハーキュリーズ16機を伴って移駐する。
- 昭和50年
・基地内に建設された施設によるテレビ受信障害が発生していたが、これを解消する共同受信施設工事が開始される。
- 昭和51年1月
・基地と東京消防庁との間で「消防相互応援協定」が締結される。
- 4月
・基地周辺の住民が、昭和51年（第1次、41名）、翌昭和52年11月（第2次、112名）の2回にわたり、米軍機の夜間飛行の禁止と騒音被害に対する損害賠償を求める公害訴訟を国を相手どり東京地方裁判所八王子支部に提起する。
- 6月
・米韓合同軍事演習（チームスピリット）が始まる。現在も実施時期を変更し行

- っている。
- 8月
昭和52年8月
- ・第18ゲートを新設し利用を開始する。病院、倉庫等約50,000m²が完成する。
 - ・高層住宅3棟、210戸が完成する。
- 11月
- ・立川基地が全面返還される。
 - ・都道2・1・5号線用地としてアプローチライト部分351m²が返還される。
 - ・東住宅地区沿の立川市道1068号線用地として145m²が返還される。
- 昭和53年3月
- 9月
- ・航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制の整備及び提供施設、区域現地関係機関連絡協議会の整備についての通達がある。(昭和56年2月東京都関係連絡会発足)
- 昭和54年2月
- ・横田基地に隣接している国道16号線の交通渋滞を解消するため、拡幅に要する土地の一部38,996m²が、当該地に所在する住宅建物等の移設工事を、原因者負担で実施するという条件の下に日米合同委員会において返還されることが合意された。
- 3月
- ・関東空軍施設整理統合計画終了。この計画に基づき、日本政府は総額401億円を費やし、住宅275戸、在日米軍司令部庁舎、下士官クラブ、体育館、病院、倉庫、学校、劇場、教会、F E N施設等を建設した。
 - ・国道16号線拡幅のため移設工事及び基地内の家族住宅、兵員宿舎、管理施設等基地提供施設の整備工事(通称思いやり工事)に着手する。
- 8月
- ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条の規定により第1種区域(W E C P N L 85以上) 第2種区域(W E C P N L 90以上)が指定された。
- 10月
- ・基地内都有地明け渡し訴訟が取り下げられる。
- 昭和55年1月
- ・基地常駐機U H-1Pに代わりU H-1N(ヘリコプター)が配備された。
- 4月
- ・国道16号線拡幅の代替地として、米軍構成員の住宅等建設用地31,825m²(ジャパマ地区)を追加提供することが閣議決定された。
- 8月
- ・熊川交差点拡幅用地として、南側アプローチ用地742m²が返還される。
- 9月
- ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定による第1種区域(W E C P N L 80以上)が追加指定された。
- 昭和56年2月
- 7月
- ・航空機事故等連絡調整体制の整備について、東京都関係連絡会議発足
 - ・東京地裁八王子支部は、横田基地騒音公害訴訟において、損害賠償請求については受忍限度を超えると認め、国に対して原告114名に過去分の慰謝料の一部の支払いを命ずる判決を出した。また、飛行差し止めについては却下された。
 - ・国、原告とも上記を不服として、東京高裁に控訴した。
- 8月
- ・法務省入国管理局横田出張所庁舎用地として747m²が返還された。
- 昭和57年6月
- 7月
- ・国道16号線拡幅に伴い横断歩道橋用地23m²が返還された。
 - ・米軍機の夜間飛行の禁止、騒音被害に対する損害賠償を求める第3次訴訟が、第1次、2次訴訟団の家族605名から東京地裁八王子支部に提起された。
- 昭和58年
- ・国道16号線拡幅のための基地内移設工事は完了したが、基地内提供施設整備工事は現在も引き続き実施されている。

- 1月
 - ・米空母ミッドウェーの艦載機E-2B（昭和61年11月からはE-2C）による離着陸訓練が開始された。この訓練は関係市町の中止要請にもかかわらず平成12年9月まで実施されている。
- 昭和59年3月
 - ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定により第1種区域（WECPNL75以上）が追加指定された。
- 昭和60年1月
 - ・横田基地常駐機T-39セイバーライナー機に代わってゲイツ・リアジェットC-21A2機（輸送、連絡機）が配備された。
- 9月
 - ・国道16号線拡幅に伴う用地約39,000m²が返還された。
- 昭和62年7月
 - ・東京高裁による横田基地騒音公害訴訟控訴審判決が出された。これにより損害賠償額は積み増しされたが、夜間飛行差し止め請求は却下された。国、原告とも上告する。
- 昭和63年4月
 - ・国道16号線拡幅工事（幅員21m）が完了する。
- 7月
 - ・在比米空軍クラーク基地から後方支援部隊の5部隊（第600空軍音楽隊、第1837電子機器設置隊第1派遣隊、太平洋通信師団分遣隊A班、第9航空医療救難飛行隊、第20航空医療空輸隊）の移駐計画が発表され、再三にわたる中止要請にもかかわらず、移駐が開始された。
- 平成元年3月
 - ・東京地裁八王子支部で第3次横田基地騒音公害訴訟の一審判決があり、夜間飛行差し止め請求は却下されたが、過去の損害賠償請求の一部は認められ、被害について時効となつた3名を除く原告全員（596名）に、慰謝料の支払いを命じた。
 - ・国、原告双方とも、上記を不服として控訴した。
- 9月
 - ・5部隊の移駐が完了し、軍人195名と家族185名計380名と3機のC-9（医療空輸機）が移駐してきた。
 - ・在比米空軍クラーク基地から第21戦術空輸飛行中隊の移駐部隊の追加発表がある。なお、これらの部隊移駐については、市及び市議会が中止要請を行なっている。
- 12月
 - ・C-130関係部隊の移駐が12月末で完了し、軍人106名と家族158名計264名と4機のC-130（輸送機）が移駐した。この結果C-130は20機となった。この部隊移駐に伴い、第374戦術空輸航空団が横田へ配属となり、第316戦術空輸群司令部は解散して、C-130関係部隊は第345戦術空輸飛行隊と第21戦術空輸飛行隊となった。
- 平成3年1月
 - ・中東湾岸戦争勃発
- 2月
 - ・中東湾岸戦争終結
- 7月
 - ・東京都が、初めて国及び米軍に対してNLP（夜間離着陸訓練）の中止要請を行う。
- 8月
 - ・米軍が、初めて硫黄島でNLPを実施する。
 - ・米空母ミッドウェー退役のため離日
 - ・リチャードE. ホーリー中将が21代在日米軍、第5空軍司令官に就任
- 9月
 - ・米空母インディペンデンスが横須賀港に初入港
 - ・米空母艦載機による訓練の中止要請先を拡大し、初めて内閣総理大臣、米国大使館、在日米海軍司令官、西太平洋艦隊航空司令官に対しても行う。

- ・東京都が東京防衛施設局長宛に、横田基地等の返還を文書で要請
- 12月
- ・初めてジェット機（S-3 B）による離着陸訓練が実施され91ホン（市役所屋上）を記録。
- 平成4年1月
- ・横田基地内のメリーランド州立大横田分校が、日本人に門戸を開放する。
- 4月
- ・米軍の再編成計画の一環として、第475航空団と第374戦術空輸団が合併し、基地管理部隊として第374空輸航空団が活動を開始する。
- 6月
- ・マイケルJ. マッカーシー大佐が第374空輸航空団の司令官に就任
 - ・横田空域（関東西部から新潟、静岡両県にまたがる高度6,900m以下の空間）のうち、空域全体の約10%に当たる、日野市から三浦半島にかけての南側の一部が返還される。
- 7月
- ・国有地のうち引込線部分約16m²が返還される。
- 11月
- ・マイケルJ. マッカーシー大佐、昇格し准将となる。
- 平成5年2月
- ・最高裁で「横田基地第1・2次騒音公害訴訟」の判決があり、1・2審判決を支持し夜間飛行差し止めは棄却、過去分の損害賠償を認める。
- 5月
- ・基地内の北住宅地区の工事現場で、第2次大戦で使用されたとみられる250kgの不発弾が発見される。
 - ・東京高裁は、第3次横田基地騒音公害訴訟に関し、原告、被告双方に和解をすすめた。
- 7月
- ・陸上自衛隊により不発弾が処理された。
- 10月
- ・横田基地内で68キロリットル（ドラム缶約340本分）の航空機燃料漏れが判明した。
 - ・第3次横田基地騒音訴訟に関する和解案が東京高裁から提示された。
 - ・横田基地で初めて艦載機の戦闘機・攻撃機の離着陸訓練が行われ、2日間（夜間のみ）で市役所に寄せられた苦情は316件であった。
 - ・日米合同委員会において、夜10時から翌朝6時までの飛行制限が合意された。
 - ・リチャードB. マイヤーズ中将が22代在日米軍、第5空軍司令官に就任
- 平成6年2月
- ・第3次横田基地騒音訴訟の和解協議決裂
- 3月
- ・第3次横田基地騒音訴訟の東京高裁判決が出て、原告、被告ともに上告を断念する。
- 8月
- ・ケネスW. ヘス准将が、第374空輸航空団の司令官に就任
- 9月
- ・基地住宅の下水道料金算定基準について、見直しを司令官に要請
- 11月
- ・「横田基地飛行差し止め訴訟団」が発足。
- 12月
- ・昭島市、福生市などの住民320人が、国に対して新たに総額9億2千万円の損害賠償と、夜間、早朝の訓練飛行差し止めなどを求める訴訟を東京地方裁判所八王子支部に起こした。
- 平成7年3月
- ・横田基地で初めて陸軍、海軍、空軍、海兵隊の4軍合同による防空演習（Air Defense Exercise 95）が行われ、戦闘機など30機が集結した。
- 8月
- ・艦載機訓練の中止要請を初めて英文にて行う。
- 10月
- ・航空機燃料漏れに関する最終報告書が公表される。

- ・航空機燃料除去作業が開始される。
 - ・航空機燃料漏れ現場確認
- 11月
- ・エドワード L. ラファンティン大佐が第374空輸航空団の司令官に就任
 - ・基地住宅の下水道料金算出方法につき平成 8 年度から改定することで合意
- 平成 8 年 1 月
- ・基地内環境保全説明会及び航空機燃料漏れ現場確認
- 4 月
- ・東京地方裁判所八王子支部に原告3, 138名が「新横田基地公害訴訟」を提訴
 - ・C-130輸送機が投下訓練中、パラシュート付きの砂袋（約6.8kg）を国有地の緩衝地帯に誤投下
- 5 月
- ・C-141輸送機がブレーキ故障を起こして発煙、化学消防隊が出動した。
 - ・青島東京都知事が初めて横田基地を視察、5市1町首長と会談及び記者会見
- 6 月
- ・ラルフ E. エバーハート中将が23代在日米軍、第 5 空軍司令官に就任
- 7 月
- ・環境庁、外務省、防衛施設庁、東京都、5市1町で航空機燃料漏れ現場を確認
 - ・東京都に政策報道室基地対策担当が設置される。
- 11月
- ・航空機燃料漏れ等について横田基地バードウェル広報部長から進捗状況の説明がある。（立川市役所）
 - ・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が発足
- 12月
- ・環境庁、厚生省、外務省、防衛施設庁、東京都、5市1町で航空機燃料漏れ現場を確認
- 平成 9 年 2 月
- ・アラン J. ブライディング大佐が第374空輸航空団の司令官に就任
- 2 月
- ・東京地方裁判所八王子支部に原告2, 781名が「第 2 次新横田基地公害訴訟」を提訴
- 5 月
- ・米軍がアラスカ州エルメンドルフ空軍基地にC-130輸送機を一部移駐すると発表
- 5 月
- ・環境庁、厚生省、外務省、防衛施設庁、東京都、5市1町で航空機燃料漏れ現場を確認
- 6 月
- ・沖縄県道104号線越え実弾砲撃訓練の本土移転に伴い民間チャーター機が横田基地に着陸
 - ・ジョン B. ホールジュニア中将が24代在日米軍、第 5 空軍司令官に就任
- 10月
- ・5市1町首長及び青島都知事との第 2 回会議が開催される。
- 12月
- ・環境庁、厚生省、外務省、防衛施設庁、東京都、5市1町で航空機燃料漏れ現場を確認
- 平成10年 3 月
- ・3月末までにC-130輸送機7機がアラスカ州エルメンドルフ空軍基地に移駐した。
 - ・環境庁、外務省、厚生省、防衛施設庁、東京防衛施設局、横田防衛施設事務所、東京都、5市1町で航空機燃料漏れ現場を確認
 - ・基地南側引込線のポンプステーション付近で、航空機燃料約110リットルから190リットルが作業中に漏れた事故が発生
- 7 月
- ・インディペンデンスに代わりキティホークが横須賀港に配備される。
- 8 月
- ・マーク A. ボルチエフ大佐が第374空輸航空団の司令官に就任
- 10月
- ・横田基地所属のC-9がエンジンカバーの一部を落下。（1.5m×1.5mの金属

- 製) 場所は判明していない。(エンジンが火災を起こしていた。)
- 11月
・5市1町首長及び青島都知事との第3回会議が開催される。
- 12月
・午前2時頃横田基地所属の米軍人2名による傷害事件が発生
(被害者:瑞穂町住民、男性39才)
- 平成11年1月
・コーエン国防長官が初めて米軍横田基地を訪れ、米兵らを激励した。
- 5月
・横田基地所属のC-130が、5日の午後5時52分頃、基地の南9マイル(14.5km)付近に、誤ってパラシュート付砂袋15ポンド(7kg)を落下させる事故が発生(5月9日、町田市の民家の屋根で発見された。屋根瓦2~3枚を破損した。)
- ・周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等(ガイドライン関連法等)が成立し、承認される。
- 6月
・石原都知事が基地並びに基地周辺を視察、その後5市1町首長と昭島市内のホテルで臨時会が開催される。
- 9月
・ポールV. ヘスター中将が25代在日米軍、第5空軍司令官に就任。
- 平成12年1月
・マークR. ザムズウ大佐が第374空輸航空団の司令官に就任。
- 9月
・NLPが18日から22日までの5日間実施され、近年になく、低空による旋回飛行と訓練時間も長かったことから、市に288件の苦情が寄せられた。
- 11月
・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会では「平成12年度横田基地対策に関する総合要請」を、国並びに在日米軍等に対し行った。その際、9月に実施されたNLPがひどかったことから、要請文の中に横田基地の整理・縮小・返還の文言を条件付きながら初めて加えた。
- ・横田基地の滑走路を全面改修することが、在日米軍基地の整備を協議する日米合同委員会で合意される。工事概要はオーバーレイ工法により実施され、改修される面積は約24万m²。(滑走路はオーバーランを含め、長さ3,955m・幅60mである。)工期は準備工を含め平成13年3月から平成14年6月まで。
- 平成13年9月
・「防災の日」の9月1日、平成13年度東京都総合防災訓練(ビックレスキュー東京2001~首都を救え~)が初めて横田基地および赤坂プレスセンターの2箇所の米軍基地を利用して実施された。訓練会場には、自衛隊の大型輸送機4機、ヘリコプター2機による他県からの広域援助隊、救急車両の大型輸送機による受け入れやヘリコプター等による都内各地からの傷病者の受け入れ、輸送機による他県搬送など、人員、物資の広域輸送拠点としての訓練が実施された。
- ・ニューヨークの世界貿易センタービル(ツインタワー)に旅客機2機が激突、また、ワシントンの国防部(ペンタゴン)に旅客機1機が激突、さらに旅客機1機がペンシルベニア州に墜落するハイジャックによる事件(テロ)が発生する。
- ・横田基地を始め各在日米軍基地で、警戒態勢(A~D)で最高度に当たる「D(デルタ)」の態勢が数日とられ、以後も警戒態勢が続いた。
- ・米軍所属のC-17輸送機の機体の一部が飛行中に落下し、羽村市内の工場の屋根に直撃する事故が発生
- 10月
・横田基地内滑走路の本格工事始まる。(滑走路の凹凸や亀裂部分にアスファルト

注入するなどの作業をし、その上に新たに厚さ 30 cm のコンクリート版をかぶせる。) 滑走路の北側 (瑞穂町側) 半分が閉鎖され、5 か所のゲート (内仮設 1 ゲート含む。) の内、市内 2 か所のゲート (第 5・18 ゲート) を使用して、資材をダンプカーで搬出入する作業が始まる。工期は、平成 14 年 2 月中旬に北側の工事終了後、引き続き南側 (昭島側) 残り半分の工事を平成 14 年 6 月末までに完了

• 滑走路本格工事のため 10 月より 14 年 6 月末までの間、滑走路の半分が使用出来ないことから、常駐機 C-9 (医療輸送機) 4 機及び C-21 (輸送・連絡機) 4 機の 8 機が嘉手納及び厚木米軍基地に移動した。

• 米軍が 9 月 11 日の米同時多発テロ事件に対する報復として、アフガニスタンのタリバーン政権の軍事施設に対し空爆を開始した。

• テロ 3 法 (テロ対策特別措置法・改正自衛隊法・改正海上保安庁法) が 29 日に成立

• マーク E. スターンズ大佐が第 374 空輸航空団の司令官に就任

11月 • トマス C. ワスコー中将が 26 代在日米軍及び第 5 空軍司令官に就任

• テロ対策特別措置法に基づく対米支援やアフガニスタン被災民救援のため、海上自衛隊の艦船 3 隻が出航した。(自衛隊史上初めて後方支援の形で軍事作戦に参加する。)

平成 14 年 2 月 • NLP について日米両政府間で了解がなされる。

1 NLP はできる限り硫黄島で実施する。

2 NLP を国内の基地で実施しなければならない場合においては、できるだけ早く通知するとともに、騒音・環境面等に最大限配慮する。

平成 15 年 3 月 • 横田基地に向けて金属弾ゲリラ発生

5 月 • 米大統領が、首相との会談において横田基地の軍民共用化に関し、「実現可能性について検討する」と発言。

• 第四次横田基地飛行差し止め訴訟の一審判決。過去分の一部賠償請求のみ認める判決に対し、後日原告・国双方が控訴。

• ジャイアントボイス (大型拡声器) を使用した運用即応演習が行われた。

• ジャイアントボイス (大型拡声器) を使用した運用即応演習が行われた。

7 月 • 東京都が横田基地を利用した防災訓練を実施

9 月 • 第 374 航空医療搬送中隊が解散し、C-9 航空機が撤収する。

10 月 • 7 月に起こった外国人男性への傷害事件の容疑者として横田基地勤務の一等空兵が書類送検・起訴された。

• 国から横田基地を NLP の代替施設として使用する可能性がある旨通告 (通告期間 10/20~27)。実施はされず。

• ジャイアントボイス (大型拡声器) を使用した運用即応演習が行われた。サイレン吹鳴無し。

11 月 • 新横田基地訴訟の控訴審が東京高裁で開始される。

12 月 • 軍民共用化に向けて、東京都と関係省庁の連絡協議会の初会合が官邸で開かれた。

- 平成16年1月
- ・横田基地に爆発物を仕掛けたとの内容のメモが基地内で発見されるケースが2件あった。
 - ・いずれも爆発物は発見されず、最初のケースについてはいたずらと判明した。
- 2月
- ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 4月
- ・横田基地の軍民共用化に向けて、東京都と関連省庁でつくる連絡協議会が開かれた。
- 5月
- ・横田基地を離陸した米軍機C-130輸送機（アラスカ基地所属）が埼玉県（比企郡鳩山町あるいは玉川村付近）上空を飛行中に第1エンジン排気口の一部である直径60cm、長さ90cmのテールパイプを落とした。
 - ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
 - ・1月の爆弾騒ぎの件で米国人中学生2人を米国本土へ追放処分。
- 6月
- ・横田基地所属の兵士120人がイラクなど中東に出発した。
- 7月
- ・NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。
- 8月
- ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が横浜みなとみらいのヘリポートにエンジントラブルのため（故障箇所は主要エンジンのギアボックス）緊急着陸した。
 - ・友好祭のパラシュート落下デモンストレーション飛行中、C-130がヘルメットを瑞穂町の工場敷地内に落下させた。
 - ・横田基地が管理する所沢通信施設で停電などの際に代替電力として使用される発電機用燃料として貯蔵されていた軽油の燃料漏れが起きた。
- 9月
- ・東京都が横田基地を利用した防災訓練を実施
 - ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 10月
- ・新潟県中越地震の被害者支援のため、東京都と横田基地周辺5市1町の支援物資が米軍の輸送機により横田基地から新潟空港に輸送された。
- 11月
- ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が、沼津市のグランドに事故予防着陸した。
 - ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
 - ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が、調布飛行場に事故予防着陸した。
- 12月
- ・基地内において、自衛隊の警護出動訓練が行われた。
 - ・スマトラ島沖の地震と津波災害地で、救援や人道支援にあたる拠点施設を立ち上げるため、資器材や要員を積んだ横田基地所属のC-130輸送機が、タイ・ウタパオに出発した。
- 平成17年1月
- ・運用即応演習が行われた。（大型拡声器は使用されなかった。）
 - ・地上爆発模擬装置（グランド・バースト・シミュレータ）を使用した演習が行われた。
- 2月
- ・ブルース・ライト中将が27代第5空軍、在日米軍の司令官に就任
 - ・日米の外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会（2プラス2）が、

- ワシントンで開かれた。
- 3月 ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 5月 ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が、山梨県南都留郡鳴沢村の駐車場に緊急着陸した。
- ・日米防衛・外務当局の審議官級会合が、ワシントンで開かれた。
- 6月 ・スコット P. グッドウィン大佐が第374空輸航空団司令官に就任
- 9月 ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 10月 ・横田飛行場に係る第1種区域等の指定及び指定解除が告示された。
- ・日米安全保障協議委員会（2プラス2）で在日米軍再編に関する中間報告がまとめた。（横田基地関連では、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の米第5空軍司令部との併置など）
- 12月 ・ジャイアントボイス（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- ・福生市議会が横田基地に関する在日米軍再編に係る情報の早期提供を求める意見書を、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛庁長官に対して提出する。
- 平成18年1月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 3月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応監査が行われた。（運用即応演習を実施し、監査するもの）
- 5月 ・日米安全保障協議委員会において、閣僚は、同委員会文書（最終とりまとめ）「再編実施のための日米ロードマップ」に記されている、2005年10月の再編案の実施の詳細を承認した。（横田基地関連では、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の移転、共同統合運用調整所の併置、横田空域の一部返還など）
- ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」、在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについての具体的措置を含む最終とりまとめが承認されるなどの7項目について閣議決定された。
- ・NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）
- 9月 ・東京都の防災訓練に在日米軍が初参加した。
- 10月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- ・NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）
- ・横田基地の軍民共用化に関する日米両政府間の協議組織である「スタディグループ」の第1回会合が開催された。

- 平成19年1月
- ・米空軍は、横田飛行場において第13空軍第1分遣隊を立ち上げ、第624航空管制隊を第5空軍から第13空軍に所管替えした。なお、第13空軍司令部は引き続きハイウェイに、第624航空管制隊司令部は引き続き日本に所在する。
 - ・横田基地等において1月29日から2月8日まで日米共同統合演習（指揮所訓練）が実施された。
- 2月
- ・本年5月までにC-130EからC-130Hへ機種変更を完了させるとの発表があった。
- 5月
- ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
 - ・NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）、硫黄島での訓練が天候不良を理由に、厚木飛行場で10、14、15日の3日間にわたる戦闘攻撃機の夜間訓練が行われた。
- 6月
- ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が、神奈川県横浜市金沢区の公園に緊急着陸した。
 - ・第459空輸中隊所属のC-21航空機が総合的な米空軍再編の一環による人員・コスト削減のため退役し、C-12Jヒューロンが入れ替わりに配備される。
- 7月
- ・基地内において、グランド・バースト・シミュレータ（地上爆発模擬装置）を使用した緊急管理演習が行われた。
- 8月
- ・日米合同委員会で、航空総隊司令部等庁舎の共同使用が承認される。
- 9月
- ・横田基地の給油施設において、1,480ガロンの燃料漏れ事故が発生した。
- 10月
- ・NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）
 - ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 11月
- ・キャンプ座間に置かれている朝鮮国連軍後方司令部（要員4名）が横田飛行場へ移転された。
 - ・横田基地等で日米共同統合演習（在外邦人等輸送訓練、航空作戦）が実施された。
 - ・横田基地の軍民共用化に関する日米両政府間の協議組織である「スタディグループ」は、10月を期限として進められてきたが、11月8日の高村外相とゲーツ国防長官との会談において、引き続き日米両政府間で協議を行うこととなった。
- 12月
- ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が、朝霞駐屯地に予防着陸した。
- 平成20年 1月
- ・基地内において、グランド・バースト・シミュレータ（地上爆発模擬装置）を使用した緊急管理監査（重大事故における対応訓練の監査）が行われた。
 - ・航空総隊司令部庁舎等の建設が開始される。
- 3月
- ・NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）

- 6月 ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が、相模原市田名の相模川河川敷に予防着陸した。
- 7月 ・横田基地所属のヘリコプター（UH-1N）が横田基地から南に2マイル付近で、ペットボトルを落下事故が発生した。
・横田基地所属の輸送機（C-130）が、北に100マイル地点への往復飛行を行った際に、同機から、重さ1.4kgのIFFアンテナが脱落する事故が発生した。
- 9月 ・米海軍横須賀基地の通常型空母キティホークに代わり、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備された。
・横田空域の一部が返還（南側のエリアは地上部分で約20%、体積で約40%）
- 平成21年 1月 ・横田基地内国防財務会計日本事務所全焼（建物の面積約3,600m²、建設年度昭和23年）
- 3月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 5月 ・NLP（原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）
- 8月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 10月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 11月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 12月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応監査が行われた。
- 平成22年 1月 ・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が防衛大臣に対して防衛施設周辺対策制度の見直しについて要請する。
- 4月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
- 5月 ・NLP（原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で行われた。（硫黄島での訓練が天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、厚木飛行場、岩国飛行場、横田飛行場又は三沢飛行場に変更する可能性があるとの通告）
- 11月 ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
・航空自衛隊横田基地協力会発足
・東京都が軍民共用化について、ビジネスジェットの考え方を発表する。
- 12月 ・17日に防衛大綱、中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）が閣議決定され、中期防衛力整備計画に、初めて「米軍とのインターOPERAビリティを向上す

るため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する」という文言が表記される。

- 平成23年 1月
- ・上記中期防衛力整備計画に、初めて表記された内容について、市長及び市議会が、それぞれ内閣総理大臣、防衛大臣、北関東防衛局長に対して抗議・申入れを行う。
 - 31日、国から市長及び市議会に対して上記抗議・申入れに対しての回答がある。

3月

 - ・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が防衛大臣に対して防衛施設周辺対策制度の見直しについて要請する。
 - ・基地内において、パブリック・アドレス・システム（大型拡声器）を使用した運用即応演習が行われた。
 - ・28日、航空総隊司令部及び防空指揮群の要員50名により移転が開始される。

(3) 面積と所在区域

○ 規 模

総面積 約 7. 136 Km²

(東西約 2. 9 Km, 南北約 4. 5 Km, 周囲約 14 Km)

内 訳「自衛隊施設及び施設・区域の使用実態等調査」

(平成 21 年 10 月調査現在)

	面 積	構 成 比
国 有 地	7. 075 Km ²	99. 1 %
公 有 地	0. 034 Km ²	0. 5 %
民 有 地	0. 027 Km ²	0. 4 %

○ 所在地域

市 町 名	提 供 面 積 (K m ²)	提供面積の割合 (%)	市町行政面積 (K m ²)	行政面積に占める 割合 (%)
福 生 市	3. 317	46. 5	10. 24	32. 4
武 藏 村 山 市	0. 990	13. 9	15. 37	6. 4
立 川 市	0. 290	4. 1	24. 38	1. 2
昭 島 市	0. 021	0. 3	17. 33	0. 1
羽 村 市	0. 417	5. 8	9. 91	4. 2
瑞 穂 町	2. 101	29. 4	16. 83	12. 5
計	7. 136	100	94. 06	7. 6

(4) 基地の現況

ア. 管理部隊・使用部隊

[管理部隊]

米空軍第 374 空輸航空団

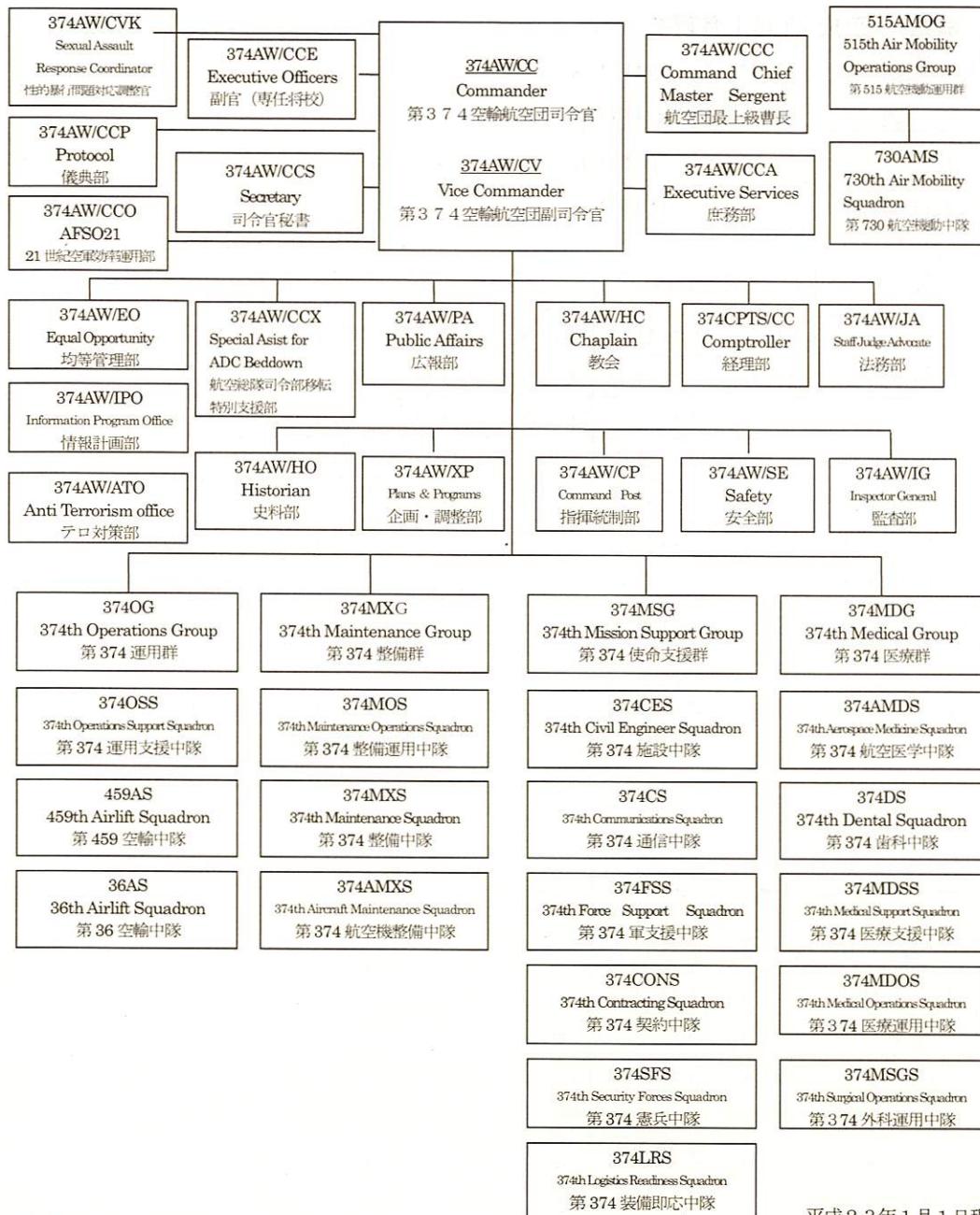
[使用部隊]

在日米軍司令部 第 5 空軍司令部 第 374 空輸航空団 (運用群、整備群、使命支援群、医療群)

第 730 航空機動中隊 沿岸警備隊極東支部 D F A S - J A P A N (国防総省会計業務)

米赤十字 米軍極東放送 (A F N) 空軍音楽中隊 太平洋空軍郵便中隊 等

[第374空輸航空団組織図]



ウ. 施設等の状況

[主な施設]

- ◎ 滑走路 延長3,350m×幅員60m 1本
オーバーラン 南側300m 北側300m
- ◎ 滑走路及び付帯施設 管制塔、誘導路、格納庫、駐機場、整備工場、通信施設、パッセンジャーターミナル、在日米軍司令部、第5空軍司令部、第374空輸航空団司令部、消防署、兵員宿舎、将校宿舎、家族住宅、病院、診療所、教会、小中高等学校、大学、幼稚園、各種事務所、倉庫、小銃射撃訓練場、犬訓練場、自動車修理工場、クリーニング場、洗機場、銀行、各種売店、A A F E C (スーパーマーケット)、劇場、美容院、理髪店、製パン工場、集会場、兵員食堂、将校クラブ、下士官クラブ、従業員宿舎、従業員食堂、ごみ処理場、ボイラー場、図書館、電話局、郵便局、A F N (放送局)、体育施設(体育館、野球場、ボーリング場、テニスコート、フットボールグランド、プール、ミニゴルフコース、ゴルフ練習場、レクリエーション施設等)等

◎ 飛来機

C-17, C-5A, KC-135, KC-10, B-747, DC-8, DC-9, DC-10, F-4, F-15, F-16, FA-18, OV-10, EA-6B, C-2, A-6, C-1 等

[主な飛行機]

◎ C-130 (ハーキュリーズ)

ターボプロップ4発の軍用中距離輸送機。横田基地で年間を通じて離発着の最も多い機種で全体の半数近くを占めていると思われる。

市内上空で訓練飛行を行なう機種は、大半がC-130である。ターボプロップエンジンのため、他の航空機に比べ騒音は小さく音質も高周波成分が少ない。



◎ C-12 (ヒューロン)

双発のターボプロップ機で、貨物・乗客輸送のほか医療救援にも使用される。プロペラ機のため、比較的低騒音である。



◎ UH-1N (ヒューイ)

中型単発汎用タービンヘリコプター。
エンジンは2基（ツインパック）で、主に人員輸送等の用途に使用されている。



◎ C-5A (ギャラクシー)

ジェット4発の世界最大級の輸送機。いわゆるジャンボジェット機（B-747）より一回り大きく、激しい騒音と共に低空時の威圧感は、すさまじい。



◎ C-17A (グローブマスターIII)

ジェット4発の大型輸送機で米空輸軍団(MAC)の主力機。

低騒音型エンジンを装備し、1000m程度の短い滑走路でも離着陸が可能である。



◎ KC-135 (ストラトタンカー)

ジェット4発の空中給油機で燃料満載時に離陸するときはC-5Aを上回る騒音を発生する。

従来はすさまじい騒音であったが、最近は低騒音型のエンジンにより比較的騒音は低い。



◎ C-2 (グレイハウンド)

双発ターボプロップの艦上輸送機。基地と空母間の連絡、輸送を行う。

離着陸訓練（タッチ・アンド・ゴー）の際、横田基地に飛来する。市街上空を低空で旋回し80～85dBの騒音を発生させる。



◎ E-2C (ホークアイ)

早期警戒機。双発のターボプロップで米空母の艦載機である。横田基地で離着陸訓練を行ない、低空で市内上空を旋回するため、市民から騒音に対する苦情が多い。



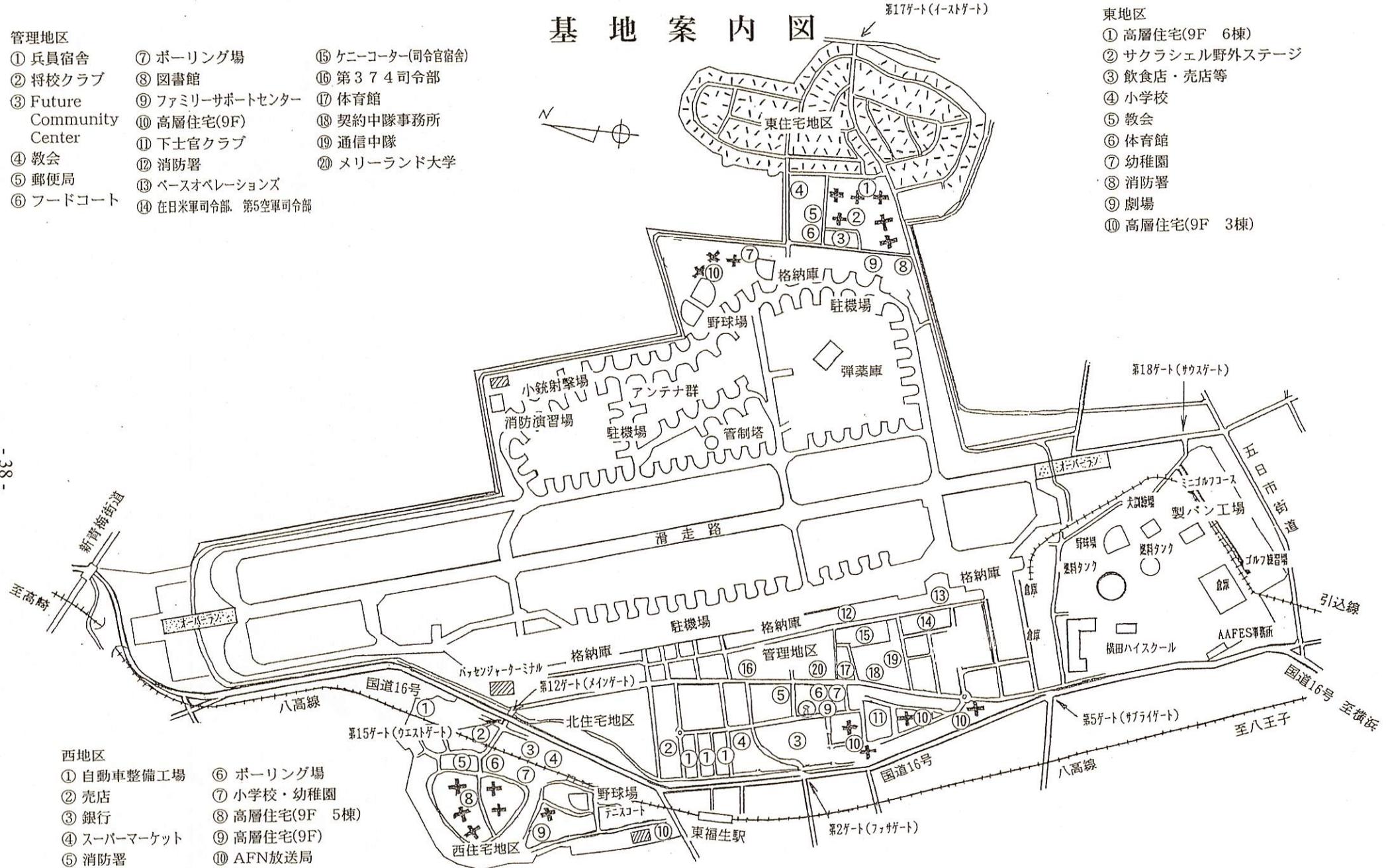
力. その他

- ・ 航空燃料は、JRの貨車輸送によって行われており、主として、鶴見貯油施設から、南武線、青梅線を経由して拝島駅からの引込線により運ばれ、基地内のタンクに貯蔵されている。燃料タンクは昭和46年に設置された5万バーレルのものが一基と昭和63年に設置された半地下覆土式の10万バーレルのものが一基設置されている。また、平成8年にパッセンジャーターミナル横に5千バーレル二基の地下タンクが設置された。平成17年に滑走路南側に10万バーレルタンク2基が建設されている。

基地案内図

- 管理地区
- ① 兵員宿舎
 - ② 将校クラブ
 - ③ Future Community Center
 - ④ 教会
 - ⑤ 郵便局
 - ⑥ フードコート
 - ⑦ ボーリング場
 - ⑧ 図書館
 - ⑨ ファミリーサポートセンター
 - ⑩ 高層住宅(9F)
 - ⑪ 下士官クラブ
 - ⑫ 消防署
 - ⑬ ベースオペレーションズ
 - ⑭ 在日米軍司令部、第5空軍司令部
 - ⑮ ケニーコーター(司令官宿舎)
 - ⑯ 第374司令部
 - ⑰ 体育館
 - ⑱ 契約中隊事務所
 - ⑲ 通信中隊
 - ⑳ メリーランド大学

- 東地区
- ① 高層住宅(9F 6棟)
 - ② サクラシェル野外ステージ
 - ③ 飲食店・売店等
 - ④ 小学校
 - ⑤ 教会
 - ⑥ 体育館
 - ⑦ 幼稚園
 - ⑧ 消防署
 - ⑨ 劇場
 - ⑩ 高層住宅(9F 3棟)



基地内施設



第5空軍司令部



第374空輸航空団司令部

基地内施設



コミュニティ センター



郵便局

(5) 在日米軍の現状等

[現状]

- ① 在日米軍は、司令部を東京都の横田飛行場に置き、司令官は、第5空軍司令官を兼務している。司令官は、わが国の防衛を支援するための諸計画を立案する責任を有し、平時には、在日米陸軍司令官と在日米海軍（在日米海兵隊を含む。）司令官に対して調整権を持ち、緊急事態発生時には、在日米軍の諸部隊及び新たに配属される米軍部隊を指揮することになっている。
- また、在日米軍司令官は、わが国における米国の軍事関係の代表として、防衛省及びその他の省庁との折衝を行うとともに、地位協定の実施に関し外務省と調整する責任を持っている。
- ② 在日米陸軍は、司令部（第9軍団司令部）を神奈川県のキャンプ座間に置いており、管理、補給、通信などの業務を主な任務としている。
- ③ 在日米海軍は、司令部を神奈川県の横須賀海軍施設に置き、主に第7艦隊に対する支援に当たっている。神奈川県の厚木飛行場は米海軍航空部隊が、主として艦載機の修理及び訓練基地として使用している。また、青森県の三沢飛行場と沖縄県の嘉手納飛行場には、対潜哨戒飛行隊が配備されている。
- ④ 海兵隊は、沖縄県のキャンプ・コートニーに第3海兵機動展開部隊司令部を置き、1個海兵師団と1個海兵航空団からなる強襲兵力を擁している。
- ⑤ 在日米空軍は、司令部（第5空軍司令部）を横田飛行場に置いている。嘉手納及び三沢飛行場には、それぞれ1個戦術戦闘航空団が配備され、また、横田飛行場には1個戦術空輸団が配備されている。
- ⑥ 在日米軍の兵力は、33,428人（陸軍2,584人、海軍3,708人、海兵隊14,378人、及び空軍12,758人。平成21年6月30日現在）である。

「平成22年版防衛ハンドブック」

[施設・区域]

在日米軍専用の施設・区域の土地面積は約310Km²であり、その約74%が沖縄県に所在する。なお、自衛隊は、日米安全保障条約に基づく地位協定により、在日米軍の施設・区域のうち約74Km²を共同使用している。

※在日米軍施設・区域（土地）の用途別使用状況

演習場	約166Km ²	約54%
飛行場	約60Km ²	約19%
倉庫	約40Km ²	約13%
その他	約44Km ²	約14%

（平成22年版日本の防衛）

(6) アジア太平洋地域における軍事態勢

太平洋国家でもある米軍は、アジア太平洋地域に陸・海・空軍と海兵隊の統合軍である太平洋軍を配置し、この地域の平和と安定のために、引き続き重要な役割を果たしている。

陸軍は、2個師団から構成され、ハワイに第25歩兵師団、韓国に第2歩兵師団、第19支援コマンドなどを配置するほか、日本に第1軍団（前方）・在日米陸軍司令部など約3,000人を配置している。

海軍は、ハワイに司令部を置く太平洋艦隊の下に、西太平洋とインド洋などを担当する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担当する第3艦隊などから構成され、艦艇約180隻を擁している。このうち第7艦隊は、1個空母打撃群を中心に構成されており、日本、グアムを主要拠点として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配置している。

海兵隊は、ハワイに司令部を置く太平洋海兵隊の下に、米本土と日本にそれぞれ1個海兵機動展開部隊を配置している。このうち、日本には第3海兵師団とF/A-18などを装備する第1海兵航空団約1万7,000人が展開しているほか、重装備などを積載した事前集積船が西太平洋に配備されている。

空軍は、ハワイに司令部を置く太平洋空軍の下に4個空軍を有し、このうち、日本の第5空軍に3個航空団（F-16、C-130などを装備）を、韓国の第7空軍に2個航空団（F-16などを装備）を配備している。

（平成22年版日本の防衛）

(7) 関東空軍施設整理統合計画

(K P C P)

(Kanto Plain Consolidation Plan)

[経過と対応]

昭和47年1月10日サン・クレメンテで行われた日米首脳会談から帰国した福田外相は、記者会見で、関東地区の米空軍施設を3カ年で横田基地に整理・統合すべく、ロジャー・スミス米国務長官との間で合意に達したと発表した。市としては、これにより、他の地域の基地が返還されることにより横田基地に、そのしわ寄せがなされ、その機能が再編強化されることは必然的であり、今まで以上に基地公害が増大するとし、昭和47年1月19日福田外相に面会し、横田基地集約について反対の申し入れをすると共に、4月13日には、立川・横田周辺市町で構成している、立川・横田基地対策協議会で、横田基地拡充反対に関する要請書を防衛庁をはじめ関係当局に提出した。

その後、昭和47年12月8日に政府は基地問題に関する関係各省庁連絡会議を開き、在日米軍基地の整理・統合問題は年内に米軍との合意を取り決めるべく方針を固め、昭和48年度に移転費用に係る予算を一部計上することになった。

昭和48年1月23日の日米安全保障協議委員会において、在日米空軍横田基地に関東平野地域における米空軍施設を向こう3カ年以内に整理統合することを決定した。

これに対し、市では、横田基地への整理・統合に強く抗議するとともに総額468億円に及ぶ周辺対策に関する要望書を総理大臣に提出した。

更に、2月12日に周辺市町3市2町で、政府の基地対策についての質問書を提出し説明を求めた。

この結果、3月15日に二階堂内閣官房長官から周辺市町に、「横田飛行場周辺地域における基地対策について」として政府の基本方針の回答があった。内容は「基地対策について積極的な措置をとる方針のもとに目下検討を進めている。」と前置きして、「当面の措置としましては、横田飛行場について、現行防衛施設周辺整備法に基づく基地対策事業をできる限り拡充するとともに、関係行政機関による補助事業についても重点的に実施する方針のもとに調整中であり、更に施設周辺整備事業等の重点実施にかかる地元負担の軽減のため地方債の拡充措置をはかり、また、国有提供施設等所在市町助成交付金については、その重点的配分を行うよう検討中であるので、政府の意のあるところをご了承いただき、今後とも横田飛行場の安定使用につきまして御協力いただけるようよろしくお願ひいたします。」となっている。8月6日には3市2町が「横田基地統合計画に関する陳情書」を提出し、基地対策の抜本的改正を求めるとともに、総額1千億円に上る諸事案を要望した。

また、市では8月7日江崎自治大臣に対して基地交付金の大幅増額の要望書を提出し、更に10月3日総理大臣並びに防衛庁長官等に対して、新整備法早期制定化及び特別交付金制度の創設に関する要望書を市議会連名で提出した。

こうした市及び市議会並びに関係市町村等の運動が契機となり、昭和49年6月に新法「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が施行され、周辺対策のより一層の充実整備が図られるようになった。

なお、K P C Pは昭和48年度から昭和53年度にかけて実施され、約401億円をもって完了している。この計画の実施により、日本政府が横田飛行場内に建設した代替施設は、住宅、在日米軍司令部及び第5空軍司令部施設、病院、倉庫等がある。

[関東空軍施設整理統合計画（K P C P）の概要]

(1) 返還計画及び返還状況

関東平野における空軍施設を削減し、その大部分を横田飛行場に統合するとともに、次の施設区域を日本側に返還する。

施 設 名	返 還	返 還 面 積	返還年月日
府中空軍通信施設	一部返還	592 千m ²	S.50.6.30
キャンプ朝霞	全部返還	351 千m ²	S.48.6.20
立川飛行場 (大和空軍施設含む。)	全部返還	6,076 千m ²	S.52.11.30
関東村住宅地区及び調布飛行場	全部返還	2,036 千m ²	S.49.12.10
ジョンソン飛行場	一部返還	1,646 千m ²	S.48.6.29
水戸対地射爆撃場	全部返還	11,478 千m ²	S.48.3.15
計		22,179 千m ²	

(2) 建設状況（空軍施設の返還に伴い横田基地内に建設された代替施設）

- ◆ 第1期工事は、昭和48年12月から工事にかかり、昭和49年8月在日米軍司令部庁舎（第5空軍司令部を含む）及び、将官宿舎3戸が完成し、11月に府中基地から移転した。
- ◆ 第2期工事は、昭和49年度分として空軍病院、EX倉庫、医療品倉庫及び教育施設等が完成した。
- ◆ 第3期工事は、昭和50年度分として高層住宅3棟（210戸）低層住宅15棟（62戸）、下士官クラブ、体育館等が完成した。
- ◆ 第4期工事は、昭和51年度分としてコミュニティーセンター、将校宿舎、ベーカリー、劇場、教会等が完成した。
- ◆ 第5期工事は、昭和52年度から実施し、昭和53年7月FEN等工事が完成した。

横田基地統合による基地拡充反対に関する要請

政府は去る1月10日、関東地方の米空軍施設をすべて横田基地に移転し、整理統合する計画を発表した。

このことは、基地統合による半永久的存続と基地の拡充につながる一連の措置として解せざるを得ないところである。

このことにより更に基地周辺住民の生活は、一層基地公害による犠牲をしいられることになり、誠に憂慮にたえないところである。

われわれ基地周辺の市町は、地域住民の民生安定のうえから、かかる基地統合による基地の拡充について、これを容認することは出来ない。

よって、政府当局は、地域住民の意志を尊重し、速やかに平和的措置を講ぜられるよう、ここに地域住民を代表しつよく要請するものである。

昭和47年4月13日

防衛庁長官殿

防衛施設庁長官殿

東京防衛施設局長殿

立川・横田基地対策協議会会長

昭島市長 新藤元義

(加盟市町)

立川市 昭島市 日野市 福生市 武蔵村山市 東大和市

瑞穂町 羽村町 秋多町

立川・横田基地対策に関する要望

政府は、先に関東地区米空軍施設の横田基地への整理統合計画の発表並びに立川基地への自衛隊の移駐等、今や基地問題は、基地周辺地域住民に大きな関心をもたらしているところである。

基地対策については、年々その改善が行われているものの基地を持つ都市に対する行財政的措置については未だ多くの改善を要する問題があり、十分とは言えない。

よってわれわれの要望する当面の問題については、積極的にとりくみ、速やかにこれが実現を期せられるようここに立川・横田基地周辺住民の総意をもって別紙のとおり強く要望します。

昭和47年8月11日

防衛庁長官殿

防衛施設庁長官殿

東京防衛施設局長殿

立川・横田基地対策協議会

会長 昭島市長 新藤元義

(関係市町)

立川市 昭島市 日野市 福生市 東大和市 武蔵村山市 秋川市
瑞穂町 羽村町

(別紙)

1. 横田基地への統合による基地拡充については、これを中止し、平和的利用措置を講ずること。
2. 航空機騒音規制基準については、米空軍基地にも適用するよう必要な措置を講ずること。
3. 防衛施設周辺整備法に基づく防音工事等全額国庫負担による措置を講ずること。
4. 義務教育施設等の防音施設等に対する維持管理費は全額国庫負担による措置を講ずること。
5. 一戸一室の防音工事を全額国庫負担により早急に実現を図ること。
6. テレビ受信料の全額免除と適用区域の拡大、及び電話料の減免措置並びにテレビ、電話等の受信障害を緩和するため防止技術の開発を積極的に推進すること。
7. 防音工事を必要とする地域の中で現に防音工事の行なわれていない施設に対して早急に解決を図ること。
8. 防音工事を必要とする地域の補助率はすべて同一に措置すること。
9. 基地交付金並びに調整交付金を大幅に増額すること。
10. 遊休施設については、早期にこれを解放し、地域の公共利用の措置を講ずること。
11. 基地の跡地利用については、関係市町の意見を十分尊重すること。

施東第5773号（TOM）
昭和47年9月21日

立川・横田基地対策協議会

会長 昭島市長 進藤元義 殿

東京防衛施設局長 高村清
立川・横田基地対策に関する要望について（回答）

参考：昭和47年8月11日付基地協発第7号「要望書に対する文書回答について（依頼）」

上記参考文書による標記について、下記のとおり回答します。

記

1. 横田基地への統合集約は、住宅及びその付属施設の移設であり基地の強化とはならない。
しかし、横田基地関係各四町に対しては、手厚い手当が必要だと考える所以、本庁等関係機関に強く働きかけて参りたい。
2. 検討中であり、追って回答したい。
3. 防音工事の補助金は、元来全額国庫負担が原則であるが、当該補助に係る工事が地元の利する場合は、その利する限度において補助の割合を減ずることになっており、その割合は1級改築工事は10分の1、2級改築工事は10分の2.5と定められている。ただし、併行工事の場合は全額である。
4. 一般に電灯の経費は同じであるが、「換気、除湿、温度保持」の場合の経費は増大する。現在まで除湿工事約30件、温度保持約20件、防音工事約700校程度実施しているが、大蔵省は学校防音を緊急ごととし、「除湿、温度保持」関係は後日ということであり、本件予算は要求しているが実現についてはもう少しお待ち願いたい。
5. 一戸一室の防音工事は特例法でもできない限り、現時点では実現困難であるが、目下実現すべく本庁において鋭意検討中である。
6. テレビの映像のブレ、電話の難聴については解決すべく一歩一歩前進しており、目下当局試作の改善機器設置の方向に進む考えである。
7. 実情調査のうえ検討する。
8. 実現困難である。
9. 基地交付金並びに調整交付金の増額については、全庁をあげて自治省及び大蔵省等関係機関と協議し、ご要望にそよう努力したい。
10. 遊休施設の解放は、当然のことと早急に日本側に返還されるよう米側に強く要求する。
11. 返還された跡地利用については、国有財産関東地方審議会で審議されるので、その際関係市町の意見が十分反映されるよう強力を願いたい。

以上

在日米空軍施設の横田基地集約に伴う要望書

東京都福生市

福生市は日米安全保障条約に基づく「米軍基地の街」として、その総面積10km²という、まれにみる小区域の3分の1に当る貴重なしかも発展可能な地域を基地として占められて、隣接市との交通は遮断されこれがため都市建設構想の実現に大きな障害を来ております。加えて騒音、地下水の汚染及び教育治安問題等をはじめとする、さまざまの基地公害に悩まされております。

しかし、これも日本の平和維持のためのものであり、世界情勢の緩和について、これらの弊害も減少するとの観点にたって4万市民は、これらの公害に耐え忍んできました。換言すれば福生市は基地の存在する街として、他市ではみられない不平等な待遇の扱いを受け、永年に亘りさまざまな犠牲を強いられてきました。

しかし、最近に於ける米軍施設の縮小、あるいは返還が促進されている折にもかゝわらず米軍基地の集約により数多くの施設を横田基地に集中することがありますが、現状では、基地反対を強く叫ぶ市町に於いては、返還がなされると言う実情にあり、当市ののみが集約による被害を全面的に被ることは、市民感情を更に険悪にさせることは明白でありまた、最近市議会においても全面返還を要求すべきとして集約については、横田基地以外の地に実施されたいとの声が高まり、これらは住民の声として受け止めざるを得ない状況であります。

このような情勢の中にあって今後市民が安心して生活できる施策の推進が必要とされますが、これらの施策を推進するには、自治体の力では到底不可能であり、基地所在により被るもろもろの代償として国からの積極的な援助を待つ以外に方途はありません。

昨年、横田基地周辺市町と政府の関係閣僚との会談におきまして、米軍施設の横田基地への集約化に際しては、「関係地域自治体並び市民に対しては異論のないよう充分なる配慮を以つて措置する」と言明されております。また、去る1月8日地元代議士先生の立会によって行なわれた防衛庁側との会談においても、これらの問題については、充分地元要望を受け入れる旨の発言もなされております。

以上の現状をご理解くださいされ一日も早く政府による特別なるご配慮を承り度く文書を以って次の事項を完全に実施されることを強く要望いたします。

昭和48年1月11日

總理大臣殿
防衛庁長官殿
防衛施設府長官殿
東京防衛施設局長 殿

東京都福生市長 石川 常太郎

昭和48年1月

横田基地周辺整備事業

東京都 福生市

横田基地周辺整備事業総括表

千円

事業区分	事業費
障害防止対策事業	13,291,911
周辺整備事業	21,737,160
道路関係整備事業	11,808,127
合計	46,837,198

施東第297号(TFP)

昭和48年1月23日

福生市長

石川常太郎 殿

東京防衛施設局長

高村清

在日米空軍施設の横田基地集約に伴う要望書について(回答)

横田飛行場に関する諸問題については、かねがね非常なご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

1月11日付けの標記のご要望については、下記のとおり処理したい考えでありますので、何分のご了承と重ねてのご協力をお願いする次第であります。

記

1 昭和48年度事業について

昭和48年度事業費予算については、すでに閣議決定を経て今国会における審議を待っています。貴福生市にかかる周辺整備事業として、補助金額おおむね4億円程度を予定しており、K P C Pという国策を円満に推進するために当該施設周辺対策は、従来にもまして積極的に推進したい考えであります。

また、特別会計においても、リロケーションに関連する周辺の諸事業の実施については、その都度ご協議申し上げます。

2 その他の事業について

ご要望書記載の各事業のうち、48年度実施予定事業を除いては、以下のところ事業計画並びに予算処置の関係から未検討のものが多く、かつ、他の横田関係2市2町からの要望等が未提出でありますので、これらをあわせ3月末を目途として計画を調整し、48年度中に実施可能なものの、又は49年度予算に要求するものなどの年度別計画を策定したいと考えております。

関東空軍施設の横田基地統合計画 に伴う政府の基地対策について

政府は、去る1月23日米空軍の関東平野地域における施設を横田基地に整理統合する計画を決定しました。

また、田中首相は、第71特別国会における政策方針演説の中で基地問題について「政府は、我が国の独立と安全のため必要な基地は今後とも提供を続けてゆく。同時に、急激な都市化減少などによってひき起こされている基地問題と真剣に取組み、その整理統合を検討するとともに、基地と周辺住民の間に無用な摩擦が生じないように万全の対策を取っていく考えである。」との政府の方針を明らかにされました。

そもそもわが国の独立と安全のための国防は、全国民が等しくその債務を負うべきものであって、ひとり基地周辺住民のみの犠牲に帰すべきものではないと考えます。

今回の関東計画の決定により他の地域の基地が返還されることによって、反面横田基地にそのしづよせがなされ、その機能が再編強化されることは必然的であり、今まで以上に基地公害が増大し、依然として基地周辺住民のみが犠牲を強いられることは、住民感情としてこれを容認することは出来ないところであります。

このような情勢の中にあって、政府は、基地対策の緊急かつ重大性に鑑み、地域住民の民生安定のための基本的な施策をどのように考えておられるのかご質問いたします。

昭和48年2月12日

總理大臣 殿
防衛庁長官 殿

昭島市長 新藤元義
昭島市議会議長 降矢善一
福生市長 石川常太郎
福生市議会議長 末次性男
武藏村山市長 荒田重之
武藏村山市議会議長 榎本彦治
瑞穂町長 石塚幸右衛門
瑞穂町議会議長 布田仁平
羽村町長 並木周一
羽村町議会議長 渡辺時三

閣 審 第 1 6 号
昭和48年3月15日

福生市長
石川 常太郎 殿

内閣官房長官 二階堂 進

横田飛行場周辺地域における基地対策について

かねてより、横田飛行場の提供業務等につきまして、特段のご協力をいただき感謝いたします。

過日、参考文書をもってご照会のありました標記の件について、関係政府機関と協議、調整を行ないましたところを次によりご回答いたしますので、よろしくご了承の程お願ひいたします。

先般の第14回日米安全保障協議委員会で合意をみました関東地域における米軍施設の整理は、日米安全保障条約の目的達成と施設周辺地域の発展との調和をはかり、でき得る限り米軍施設の整理縮小を推進するとの政府の基本方針に基づくものであります。

しかしながら、横田飛行場が主要な施設として存置されることに伴い、これが周辺住民の方々に与える諸般の影響はお申し越しのとおり極めて深刻なものがあると痛感されるところであります。

政府としましては、このような基地をめぐる現下の情勢及び横田飛行場等防衛上極めて重要な施設の維持の必要にかんがみ、施設の存在と周辺地域の経済的、社会的発展との調和を保つため、基地対策については積極的な措置をとる方針のもとに目下その検討を進めつつあります。

また、当面の措置としましては、横田飛行場について現行防衛施設周辺整備法に基づく基地対策事業をでき得る限り拡充するとともに、関係行政機関による補助事業についても重点的に実施する方針のもとに調整中であり、さらに施設周辺整備事業等の重点実施にかかる地元負担の軽減のため地方債の拡充措置をはかり、また、国有提供施設等所在市町助成交付金については、その重点的配分を行なうよう検討中でありますので、政府の意のあるところをご了承いただき、今後とも横田飛行場の安定的使用につきましてご協力いただけるようお願ひいたします。

新整備法の早期制定化及び特別交付金制度の創設に関する要望書

東京都福生市

このことについてはかねてより、その早期制定化を図られるよう再三にわたり要望しているところであります。

貴庁におかれても基地問題の重要性にかんがみ現行整備法を廃止し、新たな立法措置により防衛施設周辺の生活環境を積極的に整備する方針をうちだされました、これが立法措置を講じられるとともに、特につきの事項についてその実現を図られるよう強く要望するものであります。

1. 政府は今月末か来月上旬に臨時国会を召集する方針であると新聞報道されているが、新整備法案をこの国会に提案し、その成立を図られたい。

2. 基地の存在に伴う行財政上の阻害要因を基礎とする特別交付金制度を是非とも創設されたい。

昭和48年10月3日

防衛庁長官 殿
防衛施設庁長官 殿

福生市長 石川常太郎
福生市議会議長 石川信義

(8) フィリピン クラーク基地からの米軍部隊移駐

(経過と対応)

フィリピンクラーク米空軍基地からの部隊移駐については、昭和63年7月1日、国（東京防衛施設局）より、フィリピンでは後方支援体制が制約されていて十分な活動ができないため、次の5部隊が横田基地に移駐するとの連絡があった。

移駐部隊

- 1) 第600空軍音楽隊
- 2) 第9航空医療救難飛行隊
- 3) 第20航空医療空輸飛行隊 (C-9 3機)
- 4) 太平洋通信師団の分遣隊A班
- 5) 第1837電子機器設置隊第1派遣隊

移駐人員

軍人約280人、家族約360人、計約640人

移駐時期

昭和63年7月以降順次開始される。

また、平成元年1月9日、国より、米国の1990会計年度予算計画の中に、クラーク基地から第21戦術空輸飛行中隊 (C-130) 4機と関係部隊を伴って横田基地に移駐するための予算要求がなされているとの情報連絡があり、同年9月13日「(C-130) 4機と関係部隊259人及びその家族が10月以降に移駐することが決定された」との連絡があった。

市及び市議会（横田基地対策特別委員会）では、「これ以上横田基地が拡充強化されることは、住民感情として到底容認することはできない」として、国（外務省、防衛庁、防衛施設庁、東京防衛施設局）及び基地に対し再三にわたり中止要請を行うとともに、都知事、都議会議長とも面会し協力要請を行ったが、5部隊関係は平成元年9月末に、C-130関係部隊は同年12月末に移駐が完了した。

このため離着陸数も増大してきているので、関係機関に対し、安全、騒音防止、民生安定等の諸施策の重点的な推進を図るよう要請しているところである。

移駐内容 (人)

部隊名等	軍人	家族	計
第600空軍音楽隊	45	66	111
第1837電子機器設置隊第1派遣隊	11	21	32
太平洋通信師団分遣隊A班	14	13	27
第9航空医療救難飛行隊	100	48	148
第20航空医療空輸飛行隊C-9 3機	25	37	62
第374戦術空輸航空団			
第21戦術空輸飛行隊 C-130 4機	106	158	264
計	301	343	644

在比米空軍部隊の横田基地移駐に関する要請書

福生市の行政面積の3分の1を占める横田基地の存在は、単に行政面積を狭小化させるにとどまらず、市財政を圧迫し更に広域的都市活動や地域開発面で大きな発展阻害要因となっています。

また、いわゆる関東計画の実施により、他の基地が返還される中で、横田の機能は著しく拡充、強化され、これが為、騒音をはじめ、教育、治安、行財政需要の増大等、周辺地域、住民に与えるこれらの諸般の影響は極めて深刻なものがあり、日夜これが対応に苦慮しているところであります。

政府におかれましては、このような問題の解決をはかるため基地周辺対策事業の推進、基地交付金の交付等の施策を講じているところでありますが、国予算の抑制や、多様化する住民要望に十分対応できない現行施策のあり方等、未だ、多くの改善を要する問題があり、これら諸施策の大幅な拡充が強く望まれているところであります。

こうした状況の中で、フィリピン、クラーク基地所属の第20航空医療空輸飛行隊(C-9)3機等、5部隊の横田基地への移駐発表に引き続き、第21戦術空輸飛行中隊(C-130)4機の移駐も計画されているとのことでありますが、このような過去に例のない大規模な海外部隊の移駐が実施されようとしていることは、全国民が等しく負うべき国防の責務をひとり基地周辺住民のみに、その犠牲を強いるものであり、これ以上横田基地が拡充、強化されることは、住民感情として、容認することは、到底できないところであります。

よって、政府当局におかれましては、こうした実情を理解され、速やかに最善の措置を講じられるよう、強く要請いたします。

平成元年2月28日

外務大臣 宇野宗佑殿
防衛長官 田澤吉郎殿
防衛施設長官 池田久克殿
東京防衛施設局長 西連寺治殿

東京都福生市長 石川彌八郎

福議発第79号
平成元年4月18日

外務大臣 宇野宗佑 殿
防衛庁長官 田沢吉郎 殿
防衛施設庁長官 池田久克 殿
東京防衛施設局長 西連寺治 殿

福生市議会議長
村尾栄治
横田基地対策特別委員会
委員長 林田武

米空軍部隊の横田基地移駐に関する要請書

福生市の行政面積の3分の1も占めている米空軍横田基地は、日本の政治、経済等の中心となっている大都市東京の首都圏域内に存在するという、全国の防衛施設にもその類をみない、特異な場所に位置しておりますことは、御承知の通りであります。

過去におけるいわゆる関東計画実施によって、多くの米軍施設が返還されるという状況の中で、この横田基地のみがますます機能の拡充、強化が一層進み、さらには米軍空母艦載機による慣熟飛行訓練の頻度も著しく増大し、市民生活に計り知れない被害と不安を与えてることは、誠に遺憾といわざるを得ません。

こうした問題を、私ども議会側といたしましても常に注視し、市民の声を行政に強く訴え続けて参ったところであります。

このような基地をとりまく厳しい環境の中で、先般来よりフィリピンのクラーク基地から5部隊が移駐しつつあり、さらにその上に、第21戦術空輸飛行中隊の移駐計画があるとの仄聞もいたし、強い衝撃を受けております。

過去における関東計画はもとより、こうした大規模部隊の移駐は、ひとり横田基地周辺の犠牲を強いるばかりであり、国防の責務は等しく全国民が負うべきもので、既に受忍限度にきてる市民感情から考え、これ以上の横田基地の拡充、強化につながる移駐は、到底容認することはできません。

横田基地の存在は、行政面積を狭小化させているだけでなく、直接間接に市行政推進上、大きな阻害要因ともなっており、基地に起因する様々な障害に対し、国における民生安定事業等の対策については、一定の評価はしておるところでありますが、しかし多様化する市民のニーズに対しては、まだまだ不十分であるといわざるを得ません。

国におかれましては、横田基地のおかれた条件や当市の実情を十分理解下され、速やかに最善の措置を講じられるよう、福生市議会として強く要請する次第であります。

米空軍部隊の横田基地への移駐に関する抗議書

米空軍横田基地は、いわゆる関東計画の実施によって他の基地が返還される中で、その機能の拡充・強化が一層進み、さらにはミッドウェー艦載機のE-2Cによる昼夜の飛行訓練が、再三にわたる中止要請を無視して頻繁に実施され、市民生活に計り知れない被害と不安を与えており、日夜対応に苦慮しているところであります。

このような状況下にある横田基地に、さらにフィリピンのクラーク基地から5部隊の移駐がなされ、これに対し福生市議会として強く中止要請運動を続けてきたところですが、しかし、その意に反し移駐が進んでいることは誠に遺憾である。また、その上にこの度発表された第21戦術空輸飛行中隊に所属するC-130型輸送機、4機がなしくずし的に移駐してくることは横田基地周辺住民の感情を逆なでするものであり、強い不信感を抱かざるを得ません。

横田基地に対して、私どもは日米安保条約上の問題であり、一定の容認のもとに住民にも理解を求めてきたところですが、しかしこのように横田基地のみが拡充、強化されることは全国民が等しく負うべき国防の責務を、基地周辺住民のみにその犠牲を強いるものであり、到底容認することはできません。

今後、こうした移駐が実施された場合には、私ども福生市議会としても横田基地の存在を再考せざるを得ません。

以上のような理由から、福生市議会として強く抗議するとともに、次の点について早急にその見解を求めます。

記

1. クラーク基地からの移駐は、即時中止すること。
2. 営外居住者が既に2割以上という過密基地に移駐する理由。
3. 首都圏東京の住宅密集地に存在する基地であることを、深く認識すること。

平成元年9月27日

内閣総理大臣 海部俊樹 殿
外務大臣 中山太郎 殿
防衛庁長官 松本十郎 殿
防衛施設庁長官 松本宗和 殿
東京防衛施設局長 西連寺治 殿

福生市議会議長

仲村清信
横田基地対策特別委員長
赤星行人

(9) 米軍再編の状況

[横田基地に関する経過と対応]

平成13年9月11日に起きた米国同時多発テロを契機に、米国の安全保障環境の認識は変化し、国際テロ、大量破壊兵器拡散などの新たな脅威に対抗するために、配備の見直しを行うこととなった。

在日米軍再編もその一つとして行われ、日米安全保障協議委員会において検討が行われてきたが、平成17年10月29日に、「日米同盟：未来のための変革と再編（中間報告）」が発表された。

その中に、横田基地関連では、航空自衛隊航空総隊司令部の府中基地から横田基地への移転、横田基地における民間航空機の航行を円滑化するための措置の探求、米軍が管制を行っている空域の削減や日本の管制官の併置、また、軍民共同使用のための具体的な条件や態様の検討が明記された。

この間、福生市では、10月3日に市長が東京防衛施設局を訪問し、横山局長に面会し、在日米軍再編に伴う横田基地の変化への対応について、市民・議会と情報を共有し、市民・議会の意見を聴いた上で、市の態度を決定するという、市の基本的な方針を伝え、米軍再編に伴う情報の提供を要請した。

これを受け、10月27日には、東京防衛施設局長が本市を来訪し、府中から航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地への移駐についての説明がなされ、10月31日には、横田防衛施設事務所長が来訪し、中間報告書を受領した。

さらに、11月29日には、防衛庁の高木政務官、防衛施設庁施設部長他が来訪し、中間報告までの経過についての謝罪と今後の協力要請があった。

これに対し、市は、11月30日に横田基地の態様の変化に関する疑義事項についての質問書を国（東京防衛施設局）に提出した。

12月の第4回市議会定例会では、議員5人から、横田基地の変化に市はどうに対応するか、市民あるいは市への影響はどの様になるか等、米軍再編に伴う横田基地の態様の変化について的一般質問がされ、さらに、12月19日に開催された横田基地対策特別委員会では、中間報告が発表されてから1ヶ月以上経過しているにもかかわらず、具体的な内容が示されないことは遺憾であり、国に対して早急な情報提供を求めるよう要望があったため、福生市議会は、12月22日、地方自治法第99条の規定による意見書を提出し、横田基地に関する在日米軍再編に係る情報の早期提供と再編による市への影響についての迅速かつ誠実な対応を果たすよう強く求めた。

平成18年1月11日には、市長が東京防衛施設局を訪問し、局長に面会して横田基地の態様の変化に関する情報を速やかに提供するよう要請するとともに、1月17日には横田基地へも訪問し、第374空輸航空団司令官に面会して、横田基地の態様の変化に関する

る情報提供を求め、1月31日に横田基地周辺自治体が提出した横田基地の態様の変化に対する質問の回答を国から正式に受領した。

また、2月1日及び15日号の市広報により、横田基地の態様の変化についての情報や、国からの回答を掲載し、市民に対し意見募集を行ったところ、4団体、198人の応募があり、ほとんどが反対意見であった。

2月28日、市民から寄せられた意見の中から、7項目について国に対して追加質問をしたところ、国から3月15日にその回答があった。

また、3月28日には市議会全員協議会を開催し、米軍再編に伴う横田基地の対応の変化について国に対し6項目の要請書を提出するとの方針を表明し、翌3月29日、米軍再編に伴う横田基地の態様の変化について6項目の要請書を提出した。

5月1日、「再編実施のための日米のロードマップ（最終取りまとめ）」が発表され、在日米軍再編の最終報告で航空総隊司令部及びその関連部隊が横田基地に移駐することが決定し、同日、東京防衛施設局次長が来訪し、概要の説明を受けたが、翌5月2日には東京防衛施設局長も来訪し、最終取りまとめについて、正式に説明を受けた。その際、市からは速やかな情報提供について要望した。

5月30日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」が閣議決定し、在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについての具体的措置を含む7項目について最終のとりまとめが承認され、翌5月31日、東京防衛施設局の基地担当者が来訪し、閣議決定についての説明を受けた。

6月30日、3月29日に提出した6項目の要請に対し、国（東京防衛施設局）から、各事項については、重く受け止め、鋭意検討し、取り組む所存である旨の回答を受けた。

この回答に対し、基地対策特別委員会は、7月5日、この6項目の要請に対しては誠実に対応されたい旨、東京防衛施設局に要請行動を行った。

さらに、11月16日、5市1町でも、防衛庁、外務省、総務省、横田基地などに対し、総合要請の中で、航空自衛隊の移駐に伴う航空機の飛来については、周辺地域住民の平穏な生活に配慮すること、米軍再編に関する適切な情報を提供すること等も要請している。

平成22年12月21日、横田防衛事務所長が12月17日に閣議決定された「平成23年度以降に係る防衛計画大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」の説明のため来訪する。

その際、中期防衛力整備計画に、「米軍とのインターオペラビリティーを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。」という突然の記載があつたことについて、市側は、横田基地の大きな態様の変化と捉えて問題視し、再度説明を求めた。

そのため、翌22日に北関東防衛局長が説明するため来訪したが、地元に事前説明がなく、基地機能の更なる強化への懸念から、その場で文書を以って回答するよう求めた。

また、12月27日には基地対策特別委員会も開催され、市、及び福生市議会が、それぞれ文書で抗議・申入れすることが決定した。

これを受け、平成23年1月4日には、市長が、北関東防衛局を訪問し、鈴木北関東防衛局長に対し抗議・申入れ書を直接提出し、同日付で内閣総理大臣に対しても郵送で同様の抗議・申入れ書を提出した。

さらに1月7日には、市長及び副市長が防衛本省へも訪問し、井上地方協力局長に対し抗議・申入れ書を提出するとともに広田政務官にも面会し、口頭で抗議・申入れをした。

また、1月12日には基地対策特別委員会が開催され、翌13日、福生市議会の正・副議長が北関東防衛局を訪問し、鈴木局長に対して抗議・申入れ書を直接提出した。

この抗議・申入れに対しては1月31日に市及び市議会へ国から回答があり、現時点で基地機能の更なる強化はないとの確認がなされた。

なお、この米軍再編の一環として、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴う建設工事が平成19年度より開始され、平成23年度までの5年間で約580億円（契約ベース）が予算計上されている。

横田基地に関する在日米軍再編に係る情報の早期提供を求める意見書

去る平成 17 年 10 月 29 日に日米安全協議委員会が開催され、日米の役割・任務能力と兵力体制の再編に関する中間報告が公表された。その内容は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置・航空自衛隊航空総隊司令部を横田飛行場に移駐し、第 5 空軍司令部と併置するとされている。また、横田空域の削減や軍民共同使用を検討するとされている。

このような横田基地における態様の変化の情報は、当市や地元住民にどのような影響が出るのか等、極めて重大な関心事であり、また地元住民の安全確保を考える上でも、何よりも迅速な国からの情報提供がされるべきものである。

しかし、今回の在日米軍の再編についての国の情報提供の遅れは、新聞報道等の情報の先行、錯綜を招き、地元住民の不安や心配を駆り立てるものがあった。再編により基地がどのように変わり、どのようなことが市に影響を及ぼすのか、またそのことによる地元住民の安全確保を考える上でも支障を來したことは、まことに残念なことである。

よって、本市議会は、政府に対し、このような態様の変化があったときは市や地元住民に対し、情報の早期提供と再編による市への影響についての迅速かつ誠実な対応を果たすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 22 日

福生市議会議長

石 川 和 夫

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

防衛庁長官

福企秘発第130号
平成18年3月29日

内閣総理大臣
外務大臣
防衛庁長官
防衛施設庁長官

福生市長 野澤久人

要請書

福生市は、日米安全保障条約に基づく横田基地の運用について、さまざまな問題を抱えつつも協力してきた。それは、基地は無いことが望ましいが、国策として存在する以上やむをえないものとし、ただし、基地が存在することにより、福生市民が受けている迷惑については、国及び全国民による十分な配慮が必要であるとの基本的な考え方による。

今回の米軍再編計画に伴う航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転問題については、市域の3分の1を基地に提供している本市にとって重要な基地の態様の変化と捉え、この中間報告の発表以後、国に対する情報提供依頼、市議会との協議若しくは市民へのお知らせ又は意見募集等、広く意見の収集を行ってきた。

今回の米軍再編計画について、現時点での要請する。

- 1 国際平和が外交的手段によって維持されるよう、一層の努力をすること。
- 2 今回のように市及び市民への精神的、経済的影響があると思われる基地の態様の変化については、国は速やかに市及び市民への説明責任を果たすこと。
- 3 基地周辺の市及び市民が抱えるさまざまな問題は、国民全体の課題として理解されるとともに支援又は協力がなされるべきである。よって、国の責任において、横田基地内に国防及び安全保障の問題、あるいは基地の歴史、市及び市民の負担等について、国民が理解できる、また、地元市民と話し合いや意見交換ができる施設等の整備に配慮すること。
- 4 中間報告以後の情報では、次の点が明確ではない。このことについて今後十分な対策を講じること。
 - (1) 横田基地周辺市町基地対策連絡会の国に対する要望に応えること。
 - (2) 表明された自衛隊との基地共同使用が、横田基地の恒久化につながらないようにすること。
 - (3) 表明された自衛隊との共同使用によって、さらに横田基地への攻撃やテロなどの危険度が増さないようすること。
- 5 市民等から寄せられた意見を参考にすること。
- 6 今後の市の具体的要請に真摯に応えること。

施東第4134号 (TFP)
平成18年6月30日

福生市長 殿

東京防衛施設局長

横田飛行場における在日米軍再編に係る取組みについて

かねてより、貴市におかれましては、横田飛行場の安定的使用に御理解と御協力を頂き感謝致します。

過日、航空自衛隊総隊司令部の併置等に係る施策について、特段の御理解を頂いたことについて、改めて御礼申し上げると共に、当局といたしましては、平成18年3月29日をもって貴市から御要請がありました各事項につきましては、重く受け止め、鋭意検討し、取り組む所存でありますので、今後とも貴市の特段の御理解と御協力をお願い致します。

以上

福企企発第74号
平成23年1月4、7日

内閣総理大臣
防衛大臣
北関東防衛局長

福生市長 加藤 育男

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）に対する抗議・申入れ書

福生市は、日米安全保障条約に基づく横田基地の運用について、市域の3分の1を基地に提供し、さまざまな問題を抱えつつも協力し、今回の米軍再編計画に伴う航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田基地移転問題についても理解してきた。

しかしながら、昨年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）において、「米軍とのインターOPERABILITYを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。」と表記されたことについては、今までの説明の中では一切触れられていなかった文言であり、本市にとって、この文言は基地機能のさらなる強化がなされ、基地の態様の変化へつながる重要な意味を含んでいるのではないかと懸念されるところである。

また、平成18年3月29日付、福企秘発第130号による、市及び市民への精神的、経済的影響があると思われる基地の態様の変化については、国は速やかに市及び市民への説明責任を果たすこととの要請に対しても、要請があった各事項については、重く受け止め、鋭意検討し取り組む所存であるとの回答をしているにもかかわらず、地元自治体に事前説明することなくいきなり公表した。

このような地元自治体を軽視したような今回のやり方は、これまでの信頼関係を根底から覆すような行為であり大変遺憾である。

以上のことから、今回の中期防衛力整備計画について、次のとおり抗議、申し入れするので、平成23年1月31日までに、文書を以て各項目ごとに回答願いたい。

- 1 閣議決定し公表する前に、なぜ地元（福生市）に説明等がなかったのか。
- 2 このような国の対応は、市との信頼関係を喪失させる最大の要因となると考えるが、国の考えを聞いたい。
- 3 「横田基地を新設」は、単なる呼称上の問題ではなく、大きな態様の変化であり、基地機能の強化につながるものと懸念するものであるが、このことについて説明願いたい。
- 4 再編交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）等の交付額は、「横田基地を新設」ではなく、「航空総隊司令部及び関連部隊を移転」を前提に決められたものであると理解しているが、この理解は妥当か。
- 5 米軍とのインターOPERABILITY向上の意味するところを具体的に説明願いたい。

- 6 航空総隊司令部等の「等」とは、防空指揮群、作戦情報隊、気象関連部隊、警務関連部隊のみと考えていいか。
- 7 今まで国からは、府中基地からの航空総隊司令部及び関連部隊の移転以外の説明はなく、これに基づき、今後、これ以上の態様の変化や基地機能の強化については、絶対容認できない旨、市民や議会に説明（公約）してきている。
今後、さらなる部隊、航空機の移駐がされることの確約をいただきたい。
- 8 その他、この7項目以外にも横田基地に関する情報があれば、説明願いたい。

関防第460号
平成23年1月31日

福生市長殿

北関東防衛局長

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）に対する抗議
・申入れ書について（回答）

横田飛行場の安定的使用の確保につきましては、平素より多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、貴市から文書（福企企発第74号。平成23年1月7日及び4日付）により防衛大臣及び当職あてに抗議・申し入れがありました事項について、防衛本省と調整の上、当職より下記のとおり回答いたします。

記

1、2、3、6及び7について

横田飛行場に移転する部隊については、現在、府中基地に所在する航空自衛隊航空総隊司令部並びに関連部隊である、作戦情報隊、防空指揮群、気象関連部隊及び警務関連部隊を予定しており、この他の部隊を移転させる予定はありません。

航空機の移駐については、航空総隊司令部等の移転後においても自衛隊員の移動などのためにヘリコプターや輸送機等の往来はあり得ますが、航空機部隊及び航空機が常駐する予定はありません。

昨年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）における「横田基地を新設し、航空自衛隊航空総隊司令部等を移転する」との記述については、以上のような考え方を踏まえたものであり、これまで御説明してきた内容を超えるものではありません。また、これまで御説明してきた施策を具体化するに当たり、法令上の整理として「横田基地」との文言を用いたものであります。

北関東防衛局として思いが至らず、中期防衛力整備計画に関する説明については、十分な配慮をすべきものであったと考えております。引き続き、当局と貴市との連絡を密にしていくことにより対応して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

4について

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）に基づき交付されるものであり、横田飛行場においては、航空総隊司令部及び関連部隊の移転の規模等を点数化し、交付しているものであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、横田飛行場の設置又は運用が周辺に与える影響に応じて交付しているものであり、今後とも、自衛隊を含む横田飛行場の設置・運用等による障害の実態を踏まえ、交付することとなります。

なお、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく民生安定施設の助成等については、今後とも、貴市からの御要望をお聞きしながら、可能な限り努力してまいりたいと考えております。

5について

日米間のインターOPERAIBILITY（相互運用性）の向上とは、部隊運用などの面で、日米の相互の連携を向上させることであり、今回の航空総隊司令部等の移転により、我が国の防空や弾道ミサイル防衛における情報共有を始めとする日米の司令部組織間の連携が強化され、このようなインターOPERAIBILITYの向上が図られることとなります。

8について

防衛省としては、これまで可能な限り関係地方公共団体に情報提供を行ってきたところであり、今後とも、横田飛行場に関する情報については、貴市及び関係地方公共団体に対し、適時適切に説明を行い、御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

関連文書：福企企発第74号（平成23年1月4日）

(10) 基地従業員対策と在日米軍経費について

(基地従業員対策)

戦後の物資不足、食料難等の不安定な社会状況下のなかで、基地は安定した職場であり、多くの人が基地に職を求めるものであった。

こうした、従業員の身分の安定を図るために、昭和27年行政協定による基本労務契約（MLC）と諸機関労務協定（IHI）が締結された。

しかし、米軍の駐留が固定化するにしたがい基地労務が削減され、職の解雇のきざしが現れはじめてきた。昭和44年には米国の海外基地の軍事費削減政策等があり、昭和45年3月に立川飛行場等の従業員を6月に解雇するとの発表や、同年12月には第12回安全保障協議委員会において、在日米軍部隊の配置変更とそれに伴う施設の整理統合が協議され、その中で大量の従業員解雇を行うとの発表があり、横田基地でも、従業員の解雇が実施された。

このように従業員が離職を余儀なくされることに対し、昭和33年5月駐留軍関係離職者等臨時措置法が公布され、職業訓練等についての特別措置、就職指導及び給付金の支給等の対策が講じられるようになった。福生市（当時は町）でも駐留軍関係離職者対策協議会を設置（昭和37年3月）するなど、財団法人東京駐留軍離職者対策センター、多摩地区離職対策連絡協議会等関係行政団体相互の連携を図ってきたが、発会当時とは社会情勢も変化し、比較的安定した雇用関係になるなど、初期の目的が達成され、平成11年度に当協議会が廃止された。

(在日米軍経費)

在日米軍が必要とする日本人従業員の労働力は、日本が給与等の勤務条件を定め雇用し、その労務を提供しているが、これらの労務費は従来米国が負担してきたものであり、在日米軍が経費の軽減と日本人従業員の雇用の安定を図るため、昭和53年度から福利厚生費等を日本が負担するようになり、昭和62年には地位協定第24条についての特別の措置を定める協定を締結し、退職手当等8手当の一部を負担することとし、さらに、昭和63年にはこの特別協定を対象とする諸手当の全額を負担できる制度を改正し、平成元年度には75パーセントを、さらに平成2年度からは全額を負担することとなった。また、平成3年には在日米軍経費の日本側負担等を定めた新たな特別協定が結ばれ、在日米軍従業員の基本給及び諸手当全項目と在日米軍が公用のため調達する光熱水費を日本政府が段階的に、3、4年度は25パーセント、5年度は50パーセント、6年度は75パーセント負担し、平成7年度には全額を負担することになった。（光熱水費とは電気、ガス、上下水道、暖房用燃料費などである。）

以後、日本政府が予算の範囲内において全額負担しているが、現行特別協定は平成22年度末に失效するため、現在、平成23年度以降の新特別協定の締結に向けて、国会で審議が行われている。

なお、新協定案では、日本側の負担額は平成23年度以降5年間も平成22年度負担額の1,881億円の現行水準を維持し、在日米軍基地で働く日本人従業員の労務費と米軍施設の光熱水費を段階的に削減する一方、減額分を米軍住宅の省エネルギー化などの環境対策費に振り向ける内容となっている。

【参考】

(基地従業員の雇用形態)

米軍施設（基地）に対する労務の提供は、地位協定第12条第4項に「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。」と規定されていて、従業員の雇用の方法には、基本労務契約（MLC）、諸機関労務協約（IHA）、そして船員契約（MC）があり、雇用主は日本政府で、使用主は在日米軍となっている。

従業員の具体的な労務管理等の事務取り扱いは、従来、機関委任事務として関係都道府県知事が実施していたが、地方分権推進計画等により、当該機関委任事務が廃止され、現在は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が実施しており、横田基地については、横田支部で取り扱っている。

1. 基本労務契約（MLC : Master Labor Contract）

各軍の司令部や部隊等に勤務する者を対象とした契約

職種例；会計事務職、重車両運転手、フォークリフト運転手、エンジニアリング専門職、警備員、消防員など

2. 諸機関労務協約（IHA : Indirect Hire Agreement）

米軍施設内の食堂、売店等に勤務する者を対象とした協約

職種例；販売員、コック、ウェイター、ウェイトレスなど

3. 船員契約（MC : Mariner's Contract）

非戦闘用船舶で勤務する者を対象とした契約

職種例；船長、機関長など

4. 防衛省の関係窓口は、北関東防衛局の総務部労務対策室が担当している。

◎ 横田支部：〒196-0014 東京都昭島市田中町568-1 昭島昭和第2ビル 042-542-7660

【横田基地日本人従業員の推移】

(3月31日現在)

年月	MLC	IHA	計	備考	年月	MLC	IHA	計	備考
昭和37.3			2,726		昭和62.3	1,528	411	1,939	
38.3	2,666	810	3,476		63.3	1,506	521	2,027	
39.3	2,508	802	3,310		平成元.3	1,436	538	1,947	注8
40.3	2,275	805	3,080		2.3	1,401	599	2,000	
41.3	2,201	748	2,949		3.3	1,332	606	1,938	
42.3	2,264	679	2,943		4.3	1,337	630	1,967	
43.3	2,472	745	3,217		5.3	1,381	563	1,944	
44.3	2,469	708	3,177		6.3	1,414	578	1,992	
45.3	2,527	679	3,206	注1	7.3	1,355	556	1,911	
46.3	2,391	599	2,990	注2	8.3	1,421	600	2,021	
47.3	2,326	554	2,880	注3	9.3	1,433	603	2,036	
48.3	2,117	306	2,423	注4	10.3	1,479	601	2,080	
49.3	1,758	284	2,042	注5	11.3	1,557	571	2,128	
50.3	1,791	242	2,033	注6	12.3	1,561	570	2,131	
51.3	1,678	354	2,032		13.3	1,554	584	2,138	
52.3	1,828	401	2,229		14.3	1,555	630	2,185	
53.3	1,808	410	2,218	注7	15.3	1,544	620	2,164	
54.3	1,768	377	2,144		16.3	1,545	619	2,164	
55.3	1,715	386	2,101		17.3	1,555	617	2,172	
56.3	1,677	389	2,066		18.3	1,531	628	2,159	
57.3	1,639	394	2,033		19.3	1,541	593	2,134	
58.3	1,603	420	2,023		20.3	1,546	600	2,146	
59.3	1,591	426	2,017		21.3	1,551	591	2,142	
60.3	1,552	432	1,984		22.3	1,557	622	2,179	
61.3	1,570	436	2,006						

(東京都渉外労務管理事務所事業概要より)

注1：昭和45年3月在日米軍が昭和46年6月20日付で、立川基地等の1,583名の解雇を発表

注2：昭和45年12月在日米軍が在日米軍基地の整理統合により、8,431名の解雇を伴うと発表

注3：昭和46年5月戦闘機部隊が沖縄等に移駐

注4：KPCP計画発表

注5：昭和48年6月在日米軍が立川基地等の763名の解雇を発表

注6：昭和49年6月在日米軍が府中空軍施設等の632名の解雇を発表

昭和49年11月在日米軍司令部等が横田基地に移駐

注7：昭和52年12月立川基地返還

注8：昭和63年7月からフィリピンクラーク基地からの部隊移駐開始